

株券等の電子化に関する説明会

平成20年3月

主催:証券保管振替機構

共催:全国株懇連合会 証券決済制度改革推進センター

後援:東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所 札幌証券取引所 ジャスダック証券取引所

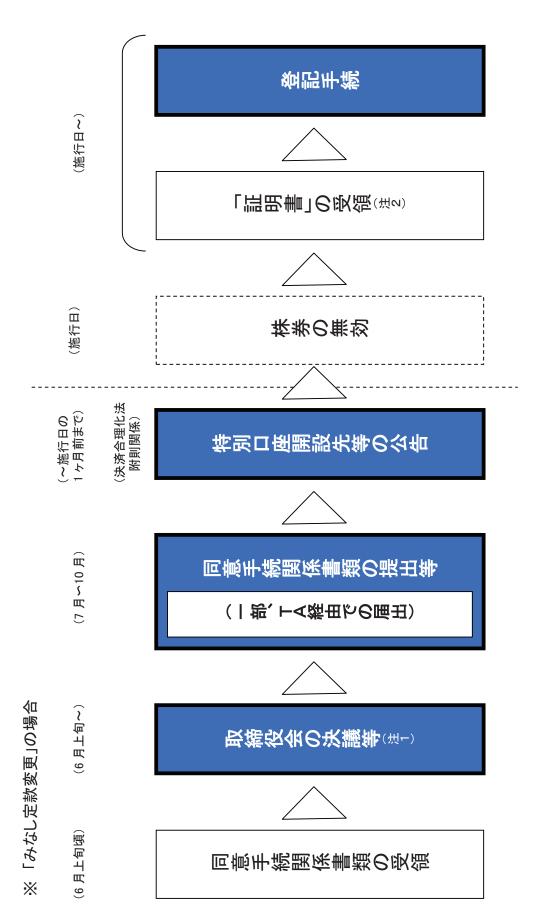
<目次>

- 1. 株式の制度移行の手続について
- 2. 新株予約権付社債及び新株予約権の制度移行の手続について
- (資料)株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション 等の取扱いについて
- 3. 株式等振替制度における手数料について
- 4. よくあるご質問(FAQ)
- 5. 株券等の電子化に向けた周知・啓発活動について
- 6. Target保振サイトを通じた6条通知の実施等について

1. 株式の制度移行の手続について



株式等振替制度への参加手続の日程(イメージ)



株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによる変更の登記の申請をする際の商業登記法第63条に規定する書面に代わるものとして、機構が発 行する(決済合理化法附則第6条第7項参照)。なお、自主的に施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更を行った 委員会設置会社であって会社法第416条第4項により振替法第128条第2項の決議について執行役に委任している場合にはその決定となる。 発行会社には当該「証明書」は発送されない。 (世代) (洪2)



株式等振替制度への参加手続

■ 移行時における同意関係書類等の提出

- 現行の保振制度で管理されている事項の届出については、発行会社の負担等を考慮し、機 構から提示する資料を発行会社が確認する方法により行う。
- 株式等振替制度で新たに必要となる事項の届出については、発行会社が同意書提出時に届出を行うものとするが、発行会社の負担軽減や手続の円滑化の観点から、以下の対応を図る。 0

■ 移行時における特別な取扱い(主なポイント)

- (1) 「調整株式数等の記録先口座」など口座関係の届出事項について、株主名簿管理人(TA) を開設先等とする場合には、当該株主名簿管理人経由で届出を行うものとする。
- ※ 当該口座の開設先を株主名簿管理人(口座管理機関)とするケースが大半と想定され、株主名簿管理人経由で届出を 行うことで制度参加手続が円滑に行えるため。

(2) 手続の集中化回避のための提出時期のグループ化

鈴柄コード	提出時期
(1) ~6500	7月~8月
(2) 6501~9999	8月~9月

※提出後から10月末までの間は提出書類の確認・訂正手続を行う。



株式等振替制度への参加手続の提出書類

■ 移行時の提出書類

	蘇暈		内容等
-	書 第回	[参考1]	〇 印鑑証明書を添付
2	株式等振替制度参加に係る届出書① (確認書兼訂正届)	「参考2」	O 機構が管理している会社の情報(一定時点)の内容を確認の上、提出。
3	株式等振替制度参加に係る届出書②	[参考3]	O 株式等振替制度で必要となる事項を届け 出るための書類。
			①代表者名及び代表者届出印 ②登記上の商号·名称、本店所在地 等
	※ 株主名簿管理人を開設先等 とする場合には、当該株主名簿 管理人経由で届出を行う。		①「調整株式数等の記録先口座」 ②「特別口座開設先の口座管理機関名称」 ③「株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた 口座への振込指定の可否」 ④「単元未満株式の売渡請求に係る売渡代
4	手数料請求先等に関する届出書		並び並融機関項並はとう ニュー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー

■ 必要に応じて提出をする書類

- 施行日前に「株券を発行する旨の定款の定め」を廃止する定款変更決議を行ったことに関する届出書(「参考4」)
- (2) 総株主通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)
- 外国人等の名義書換制限に係る届出書(外国人等の名義書換の制限がある会社に限る。) (3)
- ※ 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合がある。



制度参加手続に関する留意点等①

■ 制度参加手続関係

	届出事項等		届出事項等の取扱い及び注意事項等
-	「調整株式数等の記録先口座」の登録について	「参考2」項番4	○ コーポレートアクション等の都度、当該口座の登録手続を 行う場合、制度の機動的運営に支障が生じる可能性もある ことから、制度参加にあたりあらかじめ5つの口座(株式の場合)(※)を一括して届出を行うものとする。 ※ 届出が必要となる口座は、以下のとおり。 ③調整株式数(発行者分)の記録先口座 ②取得請求権付株式の取得請求に係る振替先口座 ②取得請求権付株式の取得請求に係る振替先口座 ③調整株式数(発行者分)の記録先口座 ③新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合に自己株式を移転 するときの振替元口座 ⑤新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元口座 ⑤新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元口座
N	「単元未満株式の売渡請求に 係る売渡代金の金融機関預金 ロ座」の届出について	「参考2」項番5	○ 振替制度における売渡請求に係る処理では、加入者(売 渡請求者)は、その直近上位機関に対し、売渡代金の支払依 頼をして、会社の指定する銀行口座への支払い(取次ぎ)を 行うこととなるため、機構は、売渡代金を払込むべき会社の 指定する銀行口座の一覧をTarget等で周知する(現行の保 振制度も同様)。
ო	「株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座への振込指定の可否」の届出について	「参考 通 一 通 6	O 振替制度では、口座管理機関及び機構が、株主の配当金振込指定の取次ぎを行う予定である。一方、現行実務では、ゆうちょ銀行への口座振込により配当金支払事務を行っていない会社もあることを踏まえ、機構は、株主がゆうちょ銀行から開設を受けた口座を配当金の振込先として指定できるか否かについて、会社ごとに一覧をTarget等で周知する。



制度参加手続に関する留意点等②

■ 制度参加手続関係

	要 近 量田里		届出事項等の取扱い及び注意事項等
4	株式等振替制度における情報取扱責任者等の届出について	「参考2」 項番2	○ 本年4月より現行制度における情報取扱責任者制度が開始されるが、当該届出内容については株式等振替制度での届出内容と同様になることから、現行制度の届出をもって株式等振替制度での届出として取り扱うこととする。
Ŋ	施行日前に「株券を発行する旨の定款の定め」を廃止する定款変更決議を行ったことに関する届出書について	「参考4」	〇「みなし定款変更」を利用しない場合に限り提出が必要となる。当該届出書の提出をした会社には、「みなし定款変更」を利用した会社に交付する「証明書」は発行しない。 * 届出事項の「登記上の商号・名称、本店所在地」については、「証明書」作成の際に利用する。
O	総株主通知請求に係る届出書 (四半期会計期間の末日用)の 提出について (「株式等振替制度における手数料要綱」 (平成19年11月5日) 2.(6)参照。)		○ 四半期会計期間の末日を会社の定める一定の日とする総株主通知請求(振替法第151条第8項の請求)について、機構の定める総株主通知等手数料の対象とならない取扱いの適用を、取扱開始日(施行日)の属する事業年度から受けるためには、会社は、取扱開始日(施行日)までに、「総株主通知等請求に係る届出書」(四半期会計期間の末日用)を提出する必要がある(注)。 * 当該取扱いの適用を受けることを予定している会社は、可能な限り、同意書の提出時に当該書面についても提出してもらいたい。

振替制度移行後における当該総株主通知請求は、事業年度開始日前までに行わなければならない。 (世



施行 日前後におけるコーポフートアクション等に関する取扱い

■ 移行時のコーポレートアクション等の取扱いについての整理

施行日前後のコーポレートアクション等については、法令や実務上の制約から一定期間制限されることになる([b49(資料)]参照)。 O

(整理のポイントと制限対象となるコーポレートアクション(CA)等)

	主なポイント(制限となる要因)	因)	制限される主なCA等	制限期間(注1)
_	預託・交付の請求の制限	(法令上)	公募増資(払込期日の設定) 自己株式の消却に伴う交付	2008.12.22~2009.01.04
0	全銘柄について「施行日前日の 実質株主通知」を行うこと	(実務上)	単元未満株式の買取請求の取次ぎ 単元未満株式の売渡請求の取次ぎ	2008.12.22~2009.01.04 2008.12.11~2009.01.04
က	施行日前は、振替法に規定される会社からの機構への通知が不可	(法令上)	基準日の設定(注2) 株式分割(注3) 株式併合	2008.12.11~2009.01.26
	連続する基準日等の間隔を、 一定期間設ける必要があること (注4)	(実務上)	株式無償割当て 会社合併 株式交換・株式移転	
4	制度上の新規記録手続に係る 期間	(実務上)	公募増資(払込期日の設定) 第三者割当増資	2009.01.05~2009.01.12

注1) 施行日を2009年1月5日と想定した場合。

施行日から2009年1月26日の間においては、会社からの請求に基づく総株主通知(振替法第151条第8項)についても制限の対象となる。 (洪2)

現に端株を発行している端株制度採用会社が振替制度移行のために施行日直前に実施する株式分割及び単元株制度の採用は除く。 (注3)

注4)「別添1」参照



端株の移行に関する取扱い

■ 端株の移行の取扱い

	項目	内容	備考
-	施行日までの端株の 取扱い	〇 端株は、振替制度において取扱いの対象とされて いないため、施行日までになくす必要がある。	
2	端株の主な移行方法 (注)	① 端株の買取請求・買増請求の促進② 定款変更による端株制度の廃止③ 施行日直前の休業日を効力発生日とする株式分割及び単元株制度の採用	※ ③:端株主に交付される 株式については、移行時 の「特別口座の新規記録 通知」により特別口座に 記録される。
ဇ	関係者間での整理	○ 移行時に株式分割等が集中することによる関係者の事務処理やシステム的な影響等を考慮し、円滑な移行を図る観点から、多くの端株主を有さない端株制度採用会社については、「端株の買取請求の促進」等の方法により、施行日までに端株をなくす方向で検討を進めていくこととする。	

[・]登録単元未満株式(株主名簿に登録されている単元未満株式で株券が発行されていないもの)については、施行日以降、発行会社の申出により開設された特別口座に記録されることとなる。登録単元未満株式を振替制度前に保振制度へ移管するには、株主が発行会社から単元未満株券の交付を受ける必要があることから、登録単元未満株式を減少させる対応としては、登録単元未満株式の買取請求や売渡請求の利用促進が考えられる。また、振替制度後の対応としては特別口座からの振替が考えられる。 (世

■ これまでの機構の主な対応

	対象	内容	備考
_	端株制度採用会社・株主名簿管理人	端株の移行に関する検討依頼	※「別添2」参照。
2	株主名簿管理人	新株券交付に係る事前相談について	※「別添3」参照。

[※] その他、移行前に商号変更した発行会社の商号変更前株券の取扱いについて、発行会社、株主名簿管理人、参加者へ通知を行っている。「別添4」参照。



(参考) 株券を発行する旨」の定款の定めの取扱い

■ 保振制度利用会社の対応

- (1) 「みなし定款変更」が適用される場合(決済合理化法附則第6条第1項
- (2) 施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更をする場 合(会社法第218条等)(注1)

	主な対応	(1)の場合	(2)の場合
_	株主総会決議	_	0
8	定款変更をした旨等の通知 (決済合理化法附則第3条第1項)	_	O (注2)
က	特別口座の開設先の名称等の公告 (決済合理化法附則第8条第1項)	0	0
4	株券が無効となる旨等の公告等	_	O (注3)
Ŋ	登記手続	0	0
9	登記申請に添付する書類	・機構が発行する証明書	・株主総会の議事録・会社法第218条第1項の規定による 公告をしたことを証する書面

(注1) 施行日前の直近の定時株主総会等で、自主的に施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議をした場合にお 例)・決済合理化法附則第8条(特別口座開設先の名称等の公告、特別口座の新規記録手続)の規定が適用されるため、「みなし定款変更」の規定により定 いて、保振制度利用会社が同意期限日までに振替法第13条第1項の同意の手続を行っていれば、決済合理化法附則第7条(振替口座簿への転記の特 款変更をしたものとみなされた場合と同様の移行措置がとられることになる。

2) 同意書等提出時にその旨を機構に申し出る。

(注3) 施行日の2週間前までに、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨等の公告や株主等への各別の通知をしなければならない(会社法第218条



投資口・優先出資の移行

投資口・優先出資・株式・新株予約権付社債の移行手続に関する主な相違点

					•
	項目	「投資口」の場合	「優先出資」の場合	「株式」の場合	「新株予約権付社債」の場合
Ċ	1 同意に必要な決議等	執行役員の決定(注1)	理事の決定	取締役会の決議(注2)	会社の決定(注3)
- 1	株券等に係る不発行 制度の有無		0	0	l
,,	3 株券等に係る喪失登 3 録制度の有無	I	0	0	I
٦	移行後における株券 4 等の不発行に係る登 記手続の要否	I	0	0	I
1	移行時における不発 5 行制度に係る定款変 更に係る特例の有無	I	I	0	I
3	6 移行時における株主 等への通知等に関す る対応	施行日の1ヶ月前までに公告 及び投資主等への各別の通 知(振替法関係)	①施行日の1ヶ月前までに優 先出資者等への各別の通知 (振替法関係) ②施行日の2週間前までに公 告及び優先出資者等への各 別の通知(優先出資法関係)	施行日の1ヶ月前までに公告 (決済合理化法附則関係) ^(注4)	※機構での対応 ①特例新株予約権付社債の 内容の公示(振替法附則関 係) ②特例新株予約権付社債に 係る発行者の同意に関する 公告(振替法附則関係)
•	7 移行時における振替 口座簿の記録方法 (保振制度内)	新規記録通知(注5) (施行日が一定の日)	新規記録通知(注5) (施行日が一定の日)	施行日に転記	集中移行(注6) (施行日に記録)
	8 移行時における振替 口座簿の記録方法 (保振制度外)	新規記録通知(注5) (実務上、施行日の15営業日 目の日に記録)	新規記録通知(注5) (実務上、施行日の15営業日 目の日に記録)	特別口座の新規記録通知 (施行日の15営業日目の日 に記録)	個別移行(注6) (社債権者の申請の都度記 録)
ľ					

当該決定について役員会の承認が必要となる(振替法第226条第3項)。 (世代) 委員会設置会社であって会社法第416条第4項により振替法第128条第2項の決議について執行役に委任している場合にはその決定となる。 (注2)

既発行の新株予約権付社債について、振替法の規定の適用を受けることとする旨の決定(振替法附則第41条)。この決定は、取締役会設置会社の場合は、取締役会決議が必要。委員会設 置会社の場合で、会社法第416条第4項により当該決定について執行役に委任されているときは、当該執行役の決定で行うことが可能である。 (医世)

「みなし定款変更」を利用しない場合には、会社法に規定に基づく「施行日の2週間前までに公告及び株主等への各別の通知」(会社法第218条第1項)が必要となる。 (洋4)

発行者は、機構に対し、機構及び参加者の備える参加者口座簿・顧客口座簿に記録された口数を加入者ごとの投資口(優先出資)として振替口座簿に記録する旨の新規記録通知(書面を 想定)を行う。なお、預託をしない投資主(優先出資者)や登録投資口(優先出資)質権者に係る投資口(優先出資)が特別口座に記録されることになる。 (注2) (9世)



投資口・優先出資の移行に関する取扱い

■ 投資口の新規記録手続の概要(優先出資も同様

発行者による新規記録通知により振替口座簿の記録が行われることになるため、その間、市場取引等が制限されないよう、施行日前日までに機構に預託されていた投資証券・優先出資証券に係る投資口・優先出資については、施行日に新規記録を行うための所要の手続(実質的には株式の転記手続に準じる)を設ける。 投資口・優先出資の移行においては、法律上、株式のような転記手続が設けられておらず、

	項目	保振制度内(機構預託分)	保振制度外(機構非預託分)
-	新規記録手続	 ○ 発行者は、機構に対し、機構及び参加者の備える参加者口座簿・顧客口座簿に記録された口数を加入者ごとの投資口として振替口座簿に記録する旨の新規記録通知(書面等を想定)を行う(注1)。 ○ 当該通知を受けた機構は、参加者に対し、その旨を通知する。 	○ 発行者は、特別口座に記録すべき投資主等を確定させ、施行日から13営業日目の日に、機構に対し、新規記録通知を行う。○ 通知を受けた機構は、施行日から14営業日目の日に、特別口座を開設する口座管理機関に対し、新規記録通知を行う。
7	新規記録日	〇 施行日(注2)	〇 施行日から15営業日目の日

注1)参加者や発行者は、投資主等に対し、保護預り約款の交付等により、投資証券の移行手続等について、事前に承諾の取得や周知を図る必要がある。 、注2) 施行日に投資証券は無効となる

移行時の投資証券に係る預託・交付請求の取扱い(優先出資証券も同様)

①電子化の対象となる商品ごとの取扱いを統一することで関係者の混乱を回避できること、 ②預託率が高水準であること等の理由から、施行日の2週間前の日から施行日の前日までの 間、預託及び交付の請求の受付を停止する取扱いとする。



(施行日) 投資証券の無効 株式等振替制度への参加手続の日程(イメージ)・・投資| (~施行日の 1ヶ月前まで) (振替法関係) 公告及び投資主等への各別の通知 (7月~10月) 同意手続関係書類の提出等 (一部、下4雑田で6届出) 月上旬~) 執行役員の決定等(注) 9 月上旬頃) 同意手続関係書類の受領 9

当該決定についての役員会の承認が必要となる(振替法第226条第3項)。 (世



株式等振替制度への参加手続の提出書類・・・投資口

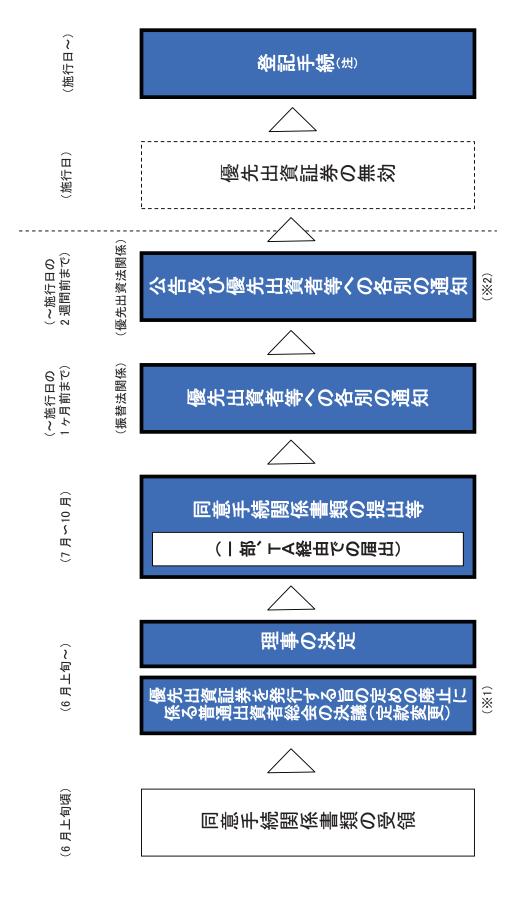
移行時の提出書類

	,	内容等
1	同意書兼通知書	の 的鑑証明書を添付
2	株式等振替制度参加に係る届出書① (確認書兼訂正届)	O 機構が管理している発行者の情報(一定時点)の 出力内容を確認の上、提出。
ဗ	株式等振替制度参加に係る届出書②	○ 株式等振替制度で必要となる事項を届け出るための書類。①代表者名及び代表者届出印②登記上の商号・名称、本店所在地等
4	新規記録通知(移行時)	○ 機構及び参加者の備える参加者口座簿・顧客口 座簿に記録された口数を加入者ごとの投資ロとして 振替口座簿に記録する旨等を記載内容とする。
5	手数料請求先等に関する届出書	

※1 同意関係書類の考え方や提出手続は、「株式」の場合と同様とする。※2 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合がある。

株式等振替制度への参加手続の日程(イメージ)・・・優先出資





(注)登記手続においては、(※1)の議事録及び(※2)の公告をしたことを証する書面を添付する必要がある。



株式等振替制度への参加手続の提出書類・・・優先出資

移行時の提出書類

	書類	内容等
1	同意書兼通知書	〇 印鑑証明書を添付
2	株式等振替制度参加に係る届出書① (確認書兼訂正届)	○ 機構が管理している発行者の情報(一定時点)の 出力内容を確認の上、提出。
8	株式等振替制度参加に係る届出書②	○ 株式等振替制度で必要となる事項を届け出るための書類。①代表者名及び代表者届出印②登記上の商号・名称、主たる事務所の所在地等
	※ 優先出資者名簿管理人を開設先等とする場合には、当該優先出資者名簿管理人経由で届出を行う。	①「調整優先出資数の記録先口座」 ②「特別口座開設先の口座管理機関名称」 ③「株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座 への振込指定の可否」
4	新規記録通知(移行時)	〇 機構及び参加者の備える参加者口座簿・顧客口 座簿に記録された口数を加入者ごとの優先出資とし て振替口座簿に記録する旨等を記載内容とする。
5	手数料請求先等に関する届出書	I

■ 必要に応じて提出をする書類

〇 総優先出資者通知請求に係る届出書(四半期会計期間の末日用)

※1 同意関係書類の考え方や提出手続は、「株式」の場合と同様とする。※2 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合がある。

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 代表者役職名 氏 名 印 (銘柄コード:)

同意書

(株式等振替制度<株式>用)

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の当社取締役会における決議に基づき、当社が発行する<u>普通株式(当社の定款に規定する普通株式をいう。)</u>について、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第13条第1項の規定に基づき、その振替業において、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第1条に規定する施行日から取り扱うことについて同意するとともに、下記の事項について約諾いたします。

記

- 1. この同意書を提出した日以降、機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
- 2. この同意書を提出した日以降、機構が定める業務処理の方法に従うこと
- 3. 機構が取扱いを開始した日以降、機構が定めるところにより、機構が定める手数料を納入すること

以上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務 大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事 務連絡を行うため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、 当機構ホームページ (http://www.jasdec.com/) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

株式等振替制度参加に係る届出書①(確認書兼訂正届)

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名代表者役職名氏名(銘柄コード:

当社は、株式等振替制度に参加することに伴い、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)への届出に関して、下記について確認いたします。

記

- 1. 機構が管理する当社の情報の内容(〇頁〜〇頁)について確認し、当該情報(訂正の必要がある場合には〇頁〜〇頁の「訂正届」に記載された訂正後の情報を含む)を株式等振替制度への参加手続に係る届出事項として機構への届出とすること
- 2. 前 1. の当該情報のうち、「情報取扱責任者選任届出書」により保管振替制度における情報取扱責任者及び機構との連絡担当部署として届出されている(あるいは届出中の)事項については、株式等振替制度における情報取扱責任者等に係る情報として機構が取り扱うこと
- 3. 前1.、2.の当該登録情報の確認後にその内容に変更が生じた場合には、現行の保管振替制度における株券等業務規程施行規則第6条第1項に規定される通知(以下「6条通知」という。)による変更等を行った内容をもって、機構が株式等振替制度の届出事項に変更があったものとして取り扱うこと
- 4. 株式等振替制度の参加手続において機構に届出すべき事項のうち「調整株式数等の記録先口座の届出」(①単元未満株式の買取請求に係る振替先口座、②取得請求権付株式の取得請求に係る振替先口座、③調整株式数(発行者分)の記録先口座、④新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元口座、⑤新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元口座、⑥新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元口座)及び「特別口座を開設する口座管理機関名称」について、当該口座等の開設先を株主名簿管理人たる口座管理機関とする場合には当該株主名簿管理人経由で届出を行うこと、及び機構が当該株主名簿管理人から提出された当該口座等の情報について当社から届出があったものとして取り扱うこと(なお、当該確認書提出後に、当社の株主名簿管理人の変更が生じた場合には、当該変更後の株主名簿管理人が行う届出についても同様とすること)
- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、 当機構ホームページ (http://www.jasdec.com/) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

機構使用欄					

- 5. 株式等振替制度の参加手続において機構に届出すべき事項のうち「単元未満株式の売渡請求に係る 売渡代金の払込先金融機関情報」については、売渡代金の払込先金融機関の口座名義が株主名簿管 理人となっている場合には当該株主名簿管理人経由で届出を行うこと、及び機構が当該株主名簿管 理人から提出された当該情報について当社から届出があったものとして取り扱うこと(単元未満株 式の売渡制度を採用している会社の場合に限る。なお、当該確認書提出後に、当社の株主名簿管理 人の変更が生じた場合には、当該変更後の株主名簿管理人が行う届出についても同様とすること)
- 6. 株式等振替制度の参加手続において機構に届出すべき事項のうち「株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座への振込指定の可否」については、株主名簿管理人経由で届出を行うこと、及び機構が当該株主名簿管理人から提出された当該情報について当社から届出があったものとして取り扱うこと(なお、当該確認書提出後に、当社の株主名簿管理人の変更が生じた場合には、当該変更後の株主名簿管理人が行う届出についても同様とすること)
- 7. 株式等振替制度の参加手続において機構に提出すべき書類のうち「定款」及び「株式取扱規則」 については、現行の保管振替制度に基づいて機構に提出されているもの及び今後変更等があった場 合において「6条通知」等により機構に提出されるものを機構が当該書類の提出があったものとして 取り扱うこと

以上

■ 機構の管理する情報(平成20年〇〇月〇〇日時点)(イメージ)

項目	内容	訂正欄(※)
(1)有価証券区分		
(2)銘柄コード		
(3)新証券コード		
(4)会社名		
(5)株主名簿管理人の名称		
(6)単元株制度採用の有無		
(7)単元未満株式の売渡制度採用の有無		
(8)単元株式数		
(9)上場している金融商品取引所(国内)の名称		
(10)決算期①(新決算期)		
(11)中間決算期(新中間決算期)又は決算期②		
(12)第 1 四半期(四半期配当制度を採用している		
場合のみ)(新第1四半期)		
(13)第3四半期(四半期配当制度を採用している		
場合のみ)(新第3四半期)		
(14)決算期変更がある場合の経過的営業年度		
(15)決算期変更前の決算期①(旧決算期)		
(16)決算期変更前の中間決算期又は決算期②		
(旧中間決算期)		
(17)決算期変更前の第1四半期(旧第1四半期)		
(四半期配当制度を採用している場合のみ)		
(18)決算期変更前の第1四半期(旧第3四半期)		
(四半期配当制度を採用している場合のみ)		
(19)株式の内容(※普通株式又は種類株式の内		
容、会社法第322条第2項に定める事項(種類		
株式の場合のみ))		

[※]平成 20 年〇〇月〇〇日時点の内容に対して訂正がある場合にのみ記載してください。なお、訂正内容について、 「6 条通知」に係る手続を行っていない場合には併せて当該手続をお願いいたします。

株式等振替制度参加に係る届出書②

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名	
代表者役職名	
氏 名	印
(銘柄コード :)

株式等振替制度に参加することに伴い、下記のとおり届出いたします。

記

1. 登記上の商号・名称	1		登記	上の	商号	•	名称
--------------	---	--	----	----	----	---	----

(:	リガナ)
2.	登記上の本店所在地

3. 代表者名及び代表者届出印

役職名・氏名	届出印

4. 代表者代理人選任及び届出印(代表者代理人を選任する場合に御記入ください。)

役職名・氏名	届出 印

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大 臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連 絡を行うため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、 当機構ホームページ(http://www.jasdec.com/)に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

機構使用欄				

※ 以下の(1)~(3)については、口座等の開設先を株主名簿管理人としない場合に限り、該当する 欄に必要事項を記載して下さい。なお、当該口座等の開設先を株主名簿管理人としている場合には、 当該株主名簿管理人から当該口座等の情報が届出されますので、記載の必要はありません。

<口座情報等>

(1) 調整株式数の記録先口座等の口座情報

	加入者口座コード			
①単元未満株式の買取請求に係る振替 先口座				
②取得請求権付株式の取得請求に係る 振替先口座				
③調整株式数(発行者分)の記録先口座				
④新株予約権付社債に付された新株予 約権が行使された場合に自己株式を 移転するときの振替元口座				
⑤新株予約権が行使された場合に自己 株式を移転するときの振替元口座				

- (注) 上記5つの口座は、同一の口座でも構いません。
- (2) 特別口座を開設する口座管理機関名称

機構加入者コード		名称

(3) 売渡代金払込先の金融機関情報等(単元未満株式の売渡制度を採用している場合のみの記載)

	銀行名				
	金融機関等コード				
	本支店名				
①売渡代金払込先の 金融機関情報	店舗コード				
	預金種目				
	口座番号				
	口座名義				
	口座名義 (カナ)				
	口座管理機関 コード				
②振替元会社口座 情報	顧客口(所在)コード			 	
	加入者口座番号				

以 上

施行日前に「株券を発行する旨の定款の定め」を廃止する定款変更 決議を行ったことに関する届出書

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名代表者役職名氏名(銘柄コード:

当社は、株式等振替制度に参加することに伴い、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「決済合理化法」という。)附則第3条第1項の規定に基づいて、下記について通知いたします。

記

- 1. 決済合理化法附則第6条第1項に規定する特例によらず、決済合理化法附則第1条に規定する施行日前に、当社が発行する株式(種類株式発行会社にあっては、全部の種類の株式)に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議を行ったこと
- 2. 1.の定款変更の効力発生日が、決済合理化法附則第1条に規定する施行日であること

(参考) 定款変更を決議した株主総会日

平成 年 月

以上

- (注) 2.において施行日前に効力発生日を設定した場合には施行日に株式等振替制度へ移行することができなくなります。
- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大 臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連 絡を行うため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、 当機構ホームページ (http://www.jasdec.com/) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

機構使用欄					

敬具

保振業務19第220号 平成20年1月15日

発行会社 各 位

株式会社 証券保管振替機構 業務部長 齊藤 宗孝

権利確定日等と臨時基準日の間隔について

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

平素は、証券保管振替制度の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

御高承の通り、当機構は、決算期末などの権利確定日等と臨時基準日が近接して設定される場合、2つの権利確定日等の間隔を少なくとも中8営業日以上設ける必要があるとして、株主名簿管理人と相談の上、余裕ある日程設定をお願いしておりますが、当該事項に関する質問が多く寄せられることから、改めて御案内いたします。

当機構では、証券保管振替制度における現行実務上、決算期末などの権利確定日等(「権利確定日等」には、議決権や利益配当請求権などの権利行使のための基準日のほか、事業年度を1年とする会社における事業年度の開始の日から起算して6月を経過した日を含む。)と臨時基準日が近接して設定される場合、2つの権利確定日等の間隔が最低中8営業日あれば、実質株主通知処理が可能となるように参加者に対して対応を求めています。ただし、株主名簿管理人の対応状況等によっては、中8営業日とする基準日間の間隔を伸長する必要性が生じる場合もあります。

なお、先に到来する権利確定日が会社合併や株式分割など配分明細データを伴う場合、 すなわち、実質株主名簿の確定に時間を要するようなコーポレートアクションに基づく場 合には、2つの権利確定日等の間隔が最低中8営業日あれば足りるとする取扱いの対象外 となります。

また、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施期間(平成20年10月27日から株券の電子化施行日前日までの間(予定))においては、配分明細データを伴うか否かを問わず、2つの権利確定日等の間隔を中12営業日以上設ける必要があります(株主割当有償増資など複雑なコーポレートアクションについては、その実施にあたり株主名簿管理人との十分な調整が必要です。)。

発行会社の皆様におかれましては、2つの権利確定日等の間隔が近接した日程の設定を 御検討される場合には、上記取扱いに御留意いただきますようお願い申し上げます。

(参考図)

営業日 4 6 \triangle \triangle 臨 権 中8営業日以上 時 利 基 確 定 準 日 日

【本件についてのお問い合わせ】

(株) 証券保管振替機構 業務部 配03(3661)1836

保振業務19第171号 平成19年12月5日

発行会社代表者 各位

株式会社 証券保管振替機構 代表取締役社長 竹内 克伸

端株を発行されている端株制度採用会社における振替制度への移行に関する検討のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は保管振替業の運営について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、取締役会の諮問により、平成17年4月に「株券電子化小委員会」を設置し、株式等の新しい振替制度に係る基本スキームの策定等について検討を行っています。さらに、「株券電子化小委員会」の下に設置された「移行分科会」では、現行の保振制度から新しい振替制度への移行に係る様々な実務処理や手順等の検討を行っており、その中で「端株の移行手続」についても検討を進めて参りました。

ご周知のとおり、振替制度では端株を取り扱うことができないため、端株をなくす対応を行わずに振替制度へ移行しますと、振替制度の実務に支障が生じるおそれがあります。そのため、端株制度採用会社が振替制度への一斉移行日(以下「一斉移行日」という。)において振替制度利用会社となる場合には、一斉移行日までに端株をなくす(あるいは株式にする)必要がございます(注)。

端株をなくす方法につきましては、①「端株の買取・買増請求の促進」や「定款変更による端株制度の廃止」などの端株主以外の株主に影響を与えない方法、②「株式分割と単元株制度を同時に採用する方法」等を行うことが想定されます。

今後、端株制度採用会社におかれましては、具体的な端株の移行手続を検討されるものと思われますが、下記に掲げる点を留意しつつ、ご検討を進めていただきたくお願い申し上げます。

なお、この書面につきましては、弊社の調査に基づいて送付しており、既に端株に関するご対応を済まされている(端株制度採用会社でない)場合につきましては、ご容赦下さい。

敬具

記

1. 少数の端株主を有するような端株制度採用会社における端株の移行手続の検討について

振替制度への移行時におきましては、参加者(証券会社等)、株主名簿管理人、弊社などの関係者の移行に関する事務やシステムの切替作業等の手続(準備手続含む。)が集中することが想定されます。そのため、関係者において円滑な移行手続を行うためには、端株制度採用会社において、端株をなくす対応をできるだけ事前に終了させていていただくことが望ましいものと考えられます。また、弊社の調査では、多くの端株制度採用会社においては端株主が少数であるようです。

このような状況を踏まえ、端株主が少数の端株制度採用会社におかれましては、振替制度への円滑な移行という観点から、関係者の負担が少ない「端株の買取・買増請求の促進」などの端株主以外の株主に影響を与えない方法によって一斉移行日より前に端株をなくしていただくご検討をお

願いします。

2. 一斉移行日を効力発生日とする「株式分割と単元株制度を同時に採用する方法」の取扱いの変更について

端株をなくす方法につきましては、前記1.の方法に加え、(端株主の多い)端株制度採用会社における「株券発行」等の問題も考慮し、一斉移行日を効力発生日とする「株式分割と単元株制度を同時に採用する方法」を行うことが考えられる旨について、発行会社向け説明会等にて周知等して参りました。

しかし、一斉移行日を効力発生日とする株式分割等につきましては、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」という。)の解釈上、一斉移行日を効力発生日とすることが困難であることが判明しました。

そこで、関係者と検討を行い、一斉移行日直前に株式分割等により端株をなくす対応を図る場合には、一斉移行日を、例えば平成21年1月5日と想定した場合、基準日を一斉移行日の2日前の「平成21年1月3日」、効力発生日を一斉移行日の前日の「平成21年1月4日」とすることで振替法の問題を回避しつつ統一的に対応することを予定しております。この点が従来と相違する取扱いとなりますので、特にご留意下さい。

なお、種類株式を発行している端株制度採用会社におかれましては、「端数等無償割当て及び単元株制度を同時に採用する方法」(「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第88条)を行うことも考えられますが、種類株主の分布状況等を踏まえつつ、端株の移行方法のご検討をお願いします。

3. 株主総会開催日程との関係について

一斉移行日は、実務上、平成21年1月が予定されています。一斉移行日までの株主総会開催日程等を考えますと、端株制度採用会社における端株の移行手続の検討期間やその実施時期は限られてきています。特に、本決算の基準日が10月~12月の場合や種類株式を発行している場合については、株主総会開催日程の関係を考慮する必要があると思われますので、ご留意下さい。

以上

■ お問合せ先

〇 株式会社証券保管振替機構 業務部

- TEL:03-3661-0190

e-mail: denshika-gyomu@jasdec.com

(注) 振替制度で端株が取り扱えない理由につきましては、以下のような記述がございます。

「(注一) 会社法案においては端株の制度を廃止することとされているので、整備法案において、総株主通知に基づく端株原簿の名義書換の規定も削除されている。なお、既存の株式会社で端株制度を採用しているものについては、商法改正の関係では従前の例によることとされている(整備法案八六条一項)が、社債等振替法の改正の関係については同様の経過措置が規定されていないので、端株制度を採用している会社で、振替制度利用会社になろうとするものは、株式等決済合理化法の施行日までに端株制度の廃止の定款変更手続をとる必要があるとともに、振替口座簿には整数のみを記録すれば足りるようになる。」(始関正光「株券等不発行制度・電子公告制度の導入」(別冊商事法務 No. 286) P95 引用)

保振業務 1 9 第 2 2 7 号 平成 2 0 年 1 月 3 1 日

株主名簿管理人 各 位

株式会社 証券保管振替機構 業務部長 齊藤 宗孝

コーポレートアクション等の実施時に交付いただく新株券の枚数に係る事前相談について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、保管振替制度の運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、平成21年1月に予定されている株券電子化の実施にあたり、株式等振替制度への円滑な移行という観点から、これまで、実務面や法律面の観点から整理した株券電子化の実施日(以下「一斉移行日」という。)前後のコーポレートアクション等の取扱いや、端株制度採用会社における株式等振替制度への移行にあたっての留意点等について、株主名簿管理人をはじめ関係者に御案内を申し上げております(注1)。

ところで、当機構におきましては、株券提出を伴う合併や株式分割等のコーポレートアクションの際には、発行会社から当機構へ交付いただく新株券の枚数等について、発行会社又は株主名簿管理人と個別に相談しつつ調整を行っており、関係者から事前にご相談いただければ、適宜対応してきたところです。

一方、今後、一斉移行日前までには、端株発行会社において、端株の移行に伴う株式分割及び単元株制度の同時採用手続に関する検討が進むものと想定されます。新株券の交付枚数については、当該手続の実施時期に係る重要なファクターと考えられることから、当機構といたしましては、発行会社内での検討段階であっても、新株券の交付枚数について、概算数量を御提示するなど可能な限り協力していく所存です。また、その他のコーポレートアクションについても、同様に対応させていただく所存です(注2)。

つきましては、株主名簿管理人各位が発行会社と上記手続の検討を行うに際しましては、 積極的に当機構への事前確認を行っていただきますよう、発行会社への御周知方、よろし くお願いいたします。なお、株主名簿管理人が発行会社に代わって当機構へ御照会いただ くことでも差し支えありません。

株券電子化への円滑かつ確実な移行に向けて、引き続き御協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(注1) 具体的には以下の通知を行っております。

- ・平成19年11月26日付「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」(保振業務19第44号)
- ・平成19年10月26日付「端株の移行手続に関する留意点等についての周知等のご協力のお願いについて」(保振業務19第51号)(なお、当機構から端株発行会社に対して、平成19年12月5日付で「端株を発行されている端株制度採用会社における振替制度への移行に関する検討のお願い」(保振業務19第171号)を通知しております。)
- ・平成19年12月27日付「株券電子化前に商号変更をした発行会社の商号変更前株券の取扱い について」(保振業務19第214号)

(注2) なお、平成20年10月以降につきましては、関係者における株式等振替制度への移行準備が集中する時期であり、円滑な制度移行という観点を鑑みますと、当該期間におけるコーポレートアクション等の実施につきましては、慎重に御検討いただくようお願いいたします。

敬具

【本件についてのお問合せ先】

(株) 証券保管振替機構 業務部 1403(3661)1836

保振業務 1 9 第 2 1 2 号 平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日

発行会社 各 位

株式会社 証券保管振替機構 業務部長 田村 嘉章

株券電子化前に商号変更をした発行会社の商号変更前株券の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

平素は、証券保管振替制度の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご高承の通り、上場会社が商号変更した場合は、取引所のルールにより商号変更日から 当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限って、商号変更前の株券を 決済物件として取り扱うことができることとなっております。

このたび、株券の電子化の実施予定日である平成21年1月前に商号変更を予定しており、商号変更前の株券の決済物件として取り扱うことのできる期限が株券の電子化以降となる発行会社より、証券関係インフラ機関におけるコーポレート・アクション連絡協議体制の構成メンバーに対して旧商号株券の回収・交換に関する質問が寄せられ、以下の回答を行っていますのでご案内いたします。

- ・決済物件として旧商号株券が使用可能となっており、旧商号株券の取扱最終日の翌日以降の決済に関して新商号株券の必要性が認められない場合は、旧商号株券の回収・交換を行わなくても取引所取引の流通上は支障ありません。
- ・ただし、商号変更日以降(株券の電子化実施前)に、増資等を行い、新たに株券を 発行する場合は、新商号株券の発行が必要となります。

なお、今後株券の電子化前に商号変更を行う発行会社におかれましては、株券等に関す る業務規程施行規則第6条第1項第19号に基づく通知書の提出に際し、旧商号株券の回 収・交換の有無を明記の上、ご通知くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【本件についてのお問い合わせ】

(株) 証券保管振替機構 業務部 配03 (3661) 1836

2.	新株予約権付社債及び新株予約権の制度移行の手続
	について



振替新株予約権付社債

機構の取扱対象

- 証券取引所に上場される新株予約権付社債
- ●総額買取型新株子約権付社債
- 一 非上場新株予約権付社債のうち、その新株予約権の目的が振替株式であって、機構が定める要件に合致するもの(口座管理機関が総額を買取った後、新株予約権行使により取得した株式 を不特定多数の投資家に売却することを目的とするもの)

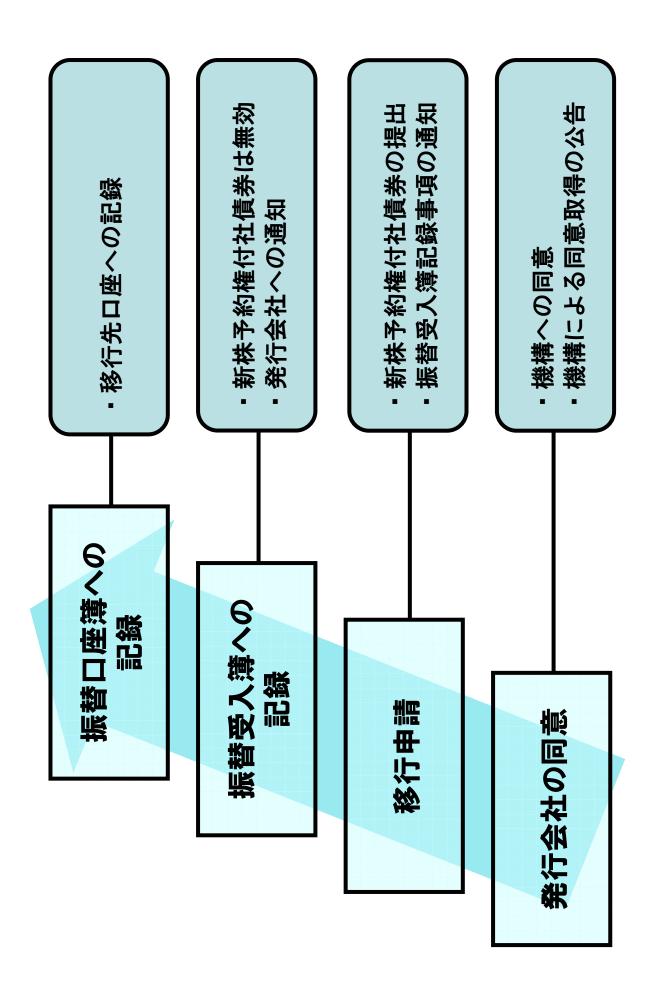
既発行の新株予約権付社債は、振替新株予約権付社債への移行手続あり

機構の取扱対象とならない新株予約権付社債

- 海外で発行される新株予約権付社債(ユーロ円建新株予約権付社債等
- その他の第三者割当新株予約権付社債等



新株子約権付社債の移行の概要





発行会社の手続

振替法の規定の適用を受けることとする旨の決定

発行・支払代理人及び資金決済会社の選任

機構への同意手続関係書類の提出

1 同意書

3

発行代理人及び支払代理人選任届出書

社債管理委託契約書、発行目論見書等

35



振替法の規定の適用を受けることとする旨の決定

振替制度に移行しようとする場合には、既発行の新株予約権付社債 について振替法の規定の適用を受けることとする旨の決定を行わな 会社は、既発行の新株予約権付社債を特例新株予約権付社債として ければならない(振替法附則41条)

委員会設置会社の場合で、会社法416条4項により、当該決 この「決定」は、非取締役会設置会社の場合は取締役の決定で よいが、取締役会設置会社の場合は、取締役会決議が必要とな 定について執行役に委任されているときは、当該執行役の決定 で行うことが可能。 A



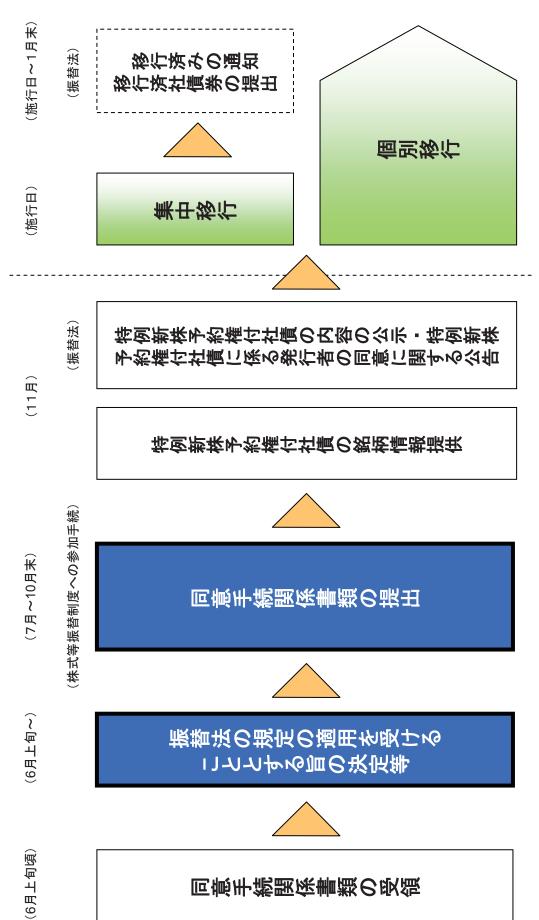


施行日の前日までに機構に 新株子約権付社債権者は 口座管理機関を通じて機構 預託されていない新株予約 施行日から償還までの間に 移行申請日の翌営業日に **固別移行方式** へ移行申請を行う 権付社債券 記 線 申請が行われたものとみなし 子約権付社債権者から移行 施行日において一斉に新株 衙行日の쁸日までに鰲構に 預託されている新株予約権 集中移行方式 衛介田に記録 て取り扱う 付社債券 振替口座簿 **移行申**請 への記録 なる

※ 施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間は、新株予約権付社債券の預託・交付ができない。



制度移行手続の日程(新株子約権付社債



- 特例新株予約権付社債の銘柄情報提供については、発行・支払代理人から機構を通じて口座管理機関等へ提供される。 ×
- ※特例新株予約権付社債の内容の公示、特例新株予約権付社債に係る発行者の同意に関する公告、発行・支払代理人に対する 移行済みの通知及び移行済社債券の提出は、機構が行う。 ×



同意手続関係書類(新株子約権付社債)

	書類		内容等
-	同意書	参考1	将来発行される振替新株予約権付社債も含めた包括同意とし、発行の都度、提出する必要はない。
8	発行代理人及び支払代理人選任届出書	参考2	・今後利用する代理人を10社まで選任 可能(選任した代理人の中から銘柄ご とに代理人1社を利用)。
င	社債管理委託契約書(写し)	_	電子化に伴い変更となる場合には提出が必要。
4	発行目論見書(発行要項)	_	機構取扱銘柄は提出不要(電子化から 取扱いを希望する場合は提出が必要)。
ហ	特例新株予約権付社債の内容に係る届出書	参考3	・銘柄名・直近の残存額面総額・発行要項の記載内容(新株予約権の内容等)に変更が発生している場合にはその内容

※ 提出書類や届出事項については、今後の法律改正や実務検討等により変更される場合がある。



移行に係る制限日の取扱い

新株予約権付社債の発行 (取扱開始日)の制限

施行日前2週間(預託・交付請求禁止期間) 及び施行日後2週間

新株予約権行使の取次ぎの制限

施行日前5営業日

3. 機構非預託新株予約権付社債(機構の取扱対象外の新株予約権付社債及び新株予約権を含む)の新株予約権行任債及び新株子約権を含む)の新株予約権行使に係る制限

施行日前2週間に新株予約権行使により交付を受けた株式は、交付から施行日後1か月程度の間、証券取引所で売却できない

※ 取扱いの詳細については、資料「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」を参照。



税制優遇措置

- 電子化施行日(決済合理化法の施行 日)以降は、振替債のみに適用されます。 新株予約権付社債の税制優遇措置は、
- 現物債のままでは税制優遇措置が受けられません(現在、現物債に適用されている税制優遇措置は下記の(1)及び(2))。 A
- 電子化施行後に振替債に個別移行した場合においても振替債としての優遇措置 が受けられます。 A
- (1) 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(所得税法第10条第1項第2号及び第3号)
- (2)公共法人等及び公益信託等に係る非課税(所得税法第11条第4項)
- 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税(租税特別措置法第4条の2第1項第3号) (3)
- (4)勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税(租税特別措置法第4条の3第8項)
- (5) 金融機関及び資本金1億円以上の内国法人等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用(租 第2項及び第3項) 税特別措置法第8条第1項第1号、第3号、



振替新株子約権

機構の取扱対象

無償割当新株子約権

証券取引所に にあって、 一株主に対して無償で割り当てられる新株予約権(会社法277条) 上場されるもの

総額買取型新株子約権

非上場新株予約権付社債のうち、その新株予約権の目的が振替株式であって、機構が定める 要件に合致するもの(口座管理機関が総額を買取った後、新株予約権行使により取得した株式 を不特定多数の投資家に売却することを目的とするもの)

機構の取扱対象とならない新株予約権

- 取締役、従業員、株主等に割り当てられるストック・オプション
- その他の第三者割当新株予約権等



ストック・オプション

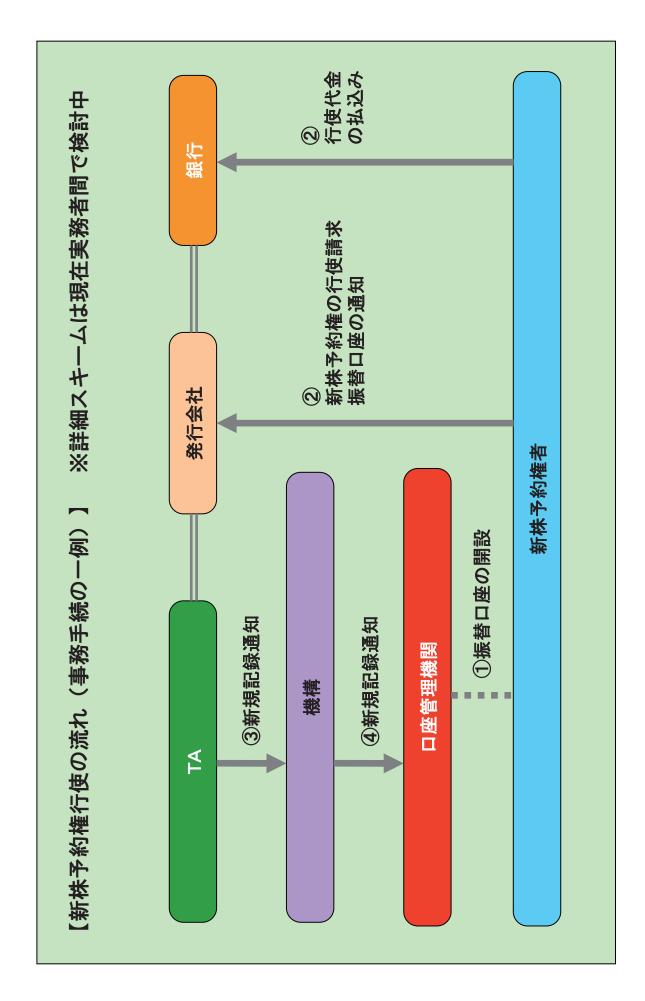
ストック・オプションについては、株券等電子化の対象とはならな い(株券等電子化により影響は受けない)



新株予約権の内容(発行要項等)において、株券の存在を前提とす る規定があれば、内容を変更する必要がある。 ストックオプションを行使する際に、株式の振替をするための口座 を会社に対して明らかにしなければならない等、権利行使の手続の 変更について新株予約権者に告知する必要がある。



ストック・オプションの権利行使



提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 代表者役職名

氏 名

ЕΠ

同 意 書

(株式等振替制度<新株予約権付社債>用)

当社は、当社が発行する新株予約権付社債(当該新株予約権付社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権付社債の全部について、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号。以下「法」という。)の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。)、法附則第41条第1項に規定される特例新株予約権付社債及び法附則第42条第1項に規定される特例転換社債のすべてについて、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が法第13条第1項の規定に基づき、その振替業において、機構の定める日から取り扱うことについて同意するとともに、下記の事項について約諾します。

記

- 1. この同意書を提出した日以降、機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置 に従うこと
- 2. この同意書を提出した日以降、機構が定める業務処理の方法に従うこと
- 3. 機構が取扱いを開始した日以降、機構が定めるところにより、機構が定める手数料を納入すること

以上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務 大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事 務連絡を行うため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、 当機構ホームページ (http://www.jasdec.com/) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

機構使用欄	

発行代理人及び支払代理人の選任に係る届出書

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

会社名 代表者役職名 氏 名

印

当社は、株式等振替制度に参加することに伴い、下記のとおり発行代理人及び支払代理人について選任をいたします。

記

発行代理人及び支払代理人名称	
※発行代理人と支払代理人は同一のもの	
とします。	
	l

以上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、 当機構ホームページ (http://www.jasdec.com/) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

提出日 平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構 御中

特例新株予約権付社債の銘柄名称

会社名 代表者役職名 氏 名

EI

特例新株予約権付社債の内容に係る届出書

下記の通り、特例新株予約権付社債の内容に関して、発行時における発行要項の記載から変更になっている事項についてお届けします。

	発行時の内容	同意時の内容
新株予約権付社債又は 転換社債の総額		
新株予約権の総数		
その他発行時から 変更が生じた事項		
(注1)「特例新株予約権付社債」には「特別を	特例転換社債」を含みます。	

- (注2)「特例新株予約権付社債」が複数銘柄存在する場合には、銘柄ごとに本届出書を提出して下さい。
- (注3) 同意時の内容については、登記事項については同意手続時の登記内容、登記事項でない場合には同意手続時において会社が把握している内容を記入してください。
- (注4) その他発行時から変更が生じた事項については、次の各項目について、発行時の発行要項に記載された内容から変更がある場合には、その内容を記入してください。

(新株予約権付社債の内容)

①新株予約権の行使期間

②社債管理者の名称

- ③各社債の金額
- 4)利率
- ⑤償還の方法及び期限
- ⑥利息支払いの方法及び期限
- ⑦合同発行に関する事項
- ⑧物上担保に関する事項

(転換社債の内容)

- ①発行価額
- ②転換の条件
- ③転換によって発行すべき振替株式の内容 及び転換請求期間
- ④社債管理者の名称
- ⑤各社債の金額
- ⑥利率
- ⑦償還の方法及び期限
- ⑧利息支払いの方法及び期限
- ⑨合同発行に関する事項
- ⑩物上担保に関する事項

以上

- ・当機構は、本届出書に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大 臣から認可された業務を円滑に遂行するため、また、本届出に基づく担当者と当機構との間の事務 連絡を行うため、利用させていただきます。
- ・当機構の取り扱う個人情報、当機構の個人情報保護方針など当機構の個人情報保護に関する事項は、 当機構ホームページ (http://www.jasdec.com/) に掲載されておりますので、適宜御参照ください。

(資料)株式等振替制度への移行時におけるコーポレート アクション等の取扱いについて

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて

株券等の電子化の施行日前後において実施される各種コーポレートアクション等については、法令上の制約が生じるほか、実 務面においても、各関係者においては株式等振替制度への移行に伴う特別な事務処理等が発生することが見込まれているため、 円滑な移行を行うためには、一定期間の制限が必要となる。

<施行日前後に行われるコーポレートアクションに係る主な留意点>

実務面	〇総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の早期 電地に 6.2 対応	大郎におるどらしたはる事質株も通知に係る処理しただける事質株は通知に係る処理	〇四分口座対応、質権口座の記録内容の通知	〇新株予約権付社債の集中移行に係る対応 等	〇新システムへの切替え、転記処理	〇施行日前日の実質株主名簿確定に係る処理	○施行日前日において一般株主名簿に記載されている	株主に係る特別口座への新規記録処理	〇特例新株予約権付社債の振替受入簿の作成 等						
法律面	○決済合理化法附則第12条	※個11日の2週间間の日から個11日の町日までの同は、頂託及の文12の間米をすることがたまない。			○振替法第131条第1項の通知(一定の日の1か月前までに会社が行う株	主等への通知)	〇振替法第136条第1項等の通知(効力発生日等の2週間前までに会社が	行う振替機関(機構)への通知)	○振替法第163条第1項、第192条第1項の決定(当該決定は、施行日	後に行う必要がある。)	〇会社法第240条第2項及び第3項(会社は、新株予約権及び新株予約権	付社債の募集に際して払込期日の2週間前までに公告を行う必要がある。)	※振替制度において実施するコーポレートアクション等については、上記要	件(通知の開始日が施行日以降 等)を満たす必要がある。	
	施行日前				施行日後										

1. 株式

(1) 格谷田町の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等	
_	〇決済合理化法附則第12条(預託・交付の制限期間)	施行日の2週間	〇新規取扱開始(新規上場)	
	⇒当該期間における預託及び交付処理は行えない。	前の日から補行	〇保振制度を利用した公募	
		日前日までの間	〇預託を伴う売出し	
			〇自己株式の消却手続に伴う交付	

1	3 宮 〇基準日の設定 から 〇株主有償割当増資 まで 〇株式無償割当 〇株式併合 〇株式分割 〇会社合併 (新設合併消滅会社又は吸収合併 消滅会社となる場合に限る。) 〇株式交換 (株式交換完全子会社となる場合 に限る。) 〇株式移転 〇会社分割 (吸収分割承継会社又は新設分割 設立会社の株式を分割会社の株主に割り当 てる場合に限る。)	制限されるコーポレートアクション等施行 () の新規取扱開始(上場会社どうしの株式移転、後の 株式交換及び会社合併によるテクニカル上での 場は除く。) ※振替制度においては、新規上場日の前営業日を取扱開始日としているため、新規上場日のの部限期間は、施行日から1か月後の日の翌日の翌営業日までの間となる。 () 株式交換(非上場会社を報設合併消滅会社又会社合併(非上場会社(完全子会社とする場合に限る。) と吸以合併消滅会社とする場合に限る。)
川限期間	発業 権の た日 作 間 日 毎 日 日 信 日 信 日 信 日 信 日 信 日 日 信 日 日 日 日	制限期間 施行日からか 日の1か月6日の翌日ま1 間
制限要因	○立茂した株主権に日(美資株主通知)の設定 ⇒実務上、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施期間 においては、株主確定日の間隔を中12営業日以上設ける必要がある。 る。 ※現行の実質株主通知においては、株主確定日の間隔を中8営業日以上設ける必要がある。(株式併合の効力発生日等、配分処理を伴う株主確定日からは、実務上、約3週間程度間隔を設ける必要がある。) ※施行日前日に近接する(施行日の13営業日前の日から施行日前日までの間に設けられる)決算期日及び中間期日に係る実質株主通知は除く。 、配分処理等を伴わないもの(例:施行日を1月5日とした場合、12月末日を株主確定日とする剰余金の配当や臨時株主総会に係る基準日の設定など。対等で行われる会社合併、株式交換、株式移転等は除く。)については設定が可能。 ※端株制度採用会社が振替制度への移行のために施行日直前に実施する株式分割及び単元株制度への移行のために施行日直前に実施する株式分割及び単元株制度の採用(会社法第191条・整備法第86条第2項)は除く。	 施行日後の取扱い 一版替法第131条第1項の通知 ⇒会社が振替株式を交付する場合において株主等の口座を知ることができないときは、一定の日の1月前までに、株主等への通知をしなければならない。
項番	ZN	(2)

四米	制限要求	制限期間	制限されるコーポリートアクション等
	 ○振替法第136条第1項の通知 ○振替法第137条第1項の通知 ○振替法第151条第7項の通知 ○振替法第157条第3項又は第160条第3項に基づく振替法第152条第1項の通知 35条第1項の通知 ⇒会社は、効力発生日等の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。 	危後行の	
വ	○近接した株主確定日(総株主通知)の設定 ⇒実務上、施行日前日の株主名簿確定処理期間中は株主確定日を設けることができない。 ※振替制度においては、株主確定日の間隔を中7営業日以上設ける必要がある。 ※施行日前日に近接する(施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間に設けられる)決算期日及び中間期日に係る総株主通知は除く。 ※会社からの請求に基づく総株主通知についても制限の対象となる。	施行日から施行 日から起算して 15 営業日目の 日までの間	(項番2と同じ)
	O施行日直後の新規記録処理(公募増資・第三者割当増資) (発行時DVP方式による場合) ⇒実務上、引受主幹事証券は、機構に対して、新規記録日の5営業 目前の日までに新規記録情報の入力等を行う必要がある。 (発行時DVP方式によらない場合) ⇒実務上、口座管理機関は、機構に対して、新規記録日の5営業日前の日までに口座通知をする必要がある。	施行日から施行 日から起算して 5 営業日目の日 までの間	○公募増資に係る払込期日の設定○第三者割当増資に係る払込期日の設定
	〇施行日直後の一部抹消処理 ⇒実務上、会社は、機構に対して、一部抹消日の2営業日前までに 一部抹消通知を行う必要がある。	施行日及び施行日の翌営業日	〇自己株式消却(一部抹消)

2. 新株予約権付社債

(1) 施行日前の取扱い

ı															
	制限されるコーポレートアクション等	〇新規取扱開始(新規上場)	〇保振預託新株予約権付社債の買入消却	〇取得条項付新株予約権付社債の一部取得及	び全部取得	〇抽選償還	〇合併等に伴う新株予約権付社債の承継								
	制限期間	Ш	の日かい福	日前日までの間			行日の13	業日前の日から	行日前日ま	0間					
(1 / 加色1.1 円 fl.j o.2 4×1次 c・	制限要因	O新株予約権付社債券に係る預託及び交付の制限	⇒実務上、当該期間における預託及び交付処理は行わない。				〇近接した株主確定日(実質株主通知)の設定	⇒実務上、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施期間	においては、株主確定日の間隔を中12営業日以上設ける必要があ	9°	送	る消滅会社等の新株予約権付社債権者は、合併等効力発生日の前営業	併等の株主確定日に重な	こととなる。	
	項番	∞					0								

(2) 施行日後の取扱い

	制限されるコーポレートアクション等	〇新規取扱開始(新規記録日の設定)
	制限期間	施行日から施行日の2週間後の日までの間 日までの間
くてノルビリコロメングイスがある。	制限要因	 ○振替法第192条第1項の決定 ⇒振替新株予約権付社債を発行する場合には、当該新株予約権付社債の全部について、 債の発行の決定において、当該新株予約権付社債の全部について、 振替法の規定を受けることとする旨を定めなければならない。 ○会社法第240条第2項及び第3項 ⇒会社は、新株予約権付社債の募集を行う場合には、払込期日の2 週間前までに、募集事項の通知又は公告をしなければならない。 ※振替法第192条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要があることや会社法第240条第2項及び第3項の2週間前の公告義務のため、施行日から施行の2週間後の日までの間は、新規記録を行うことができない。
1	項番	1 0

コーポリートアクション筆		7権付社債の承継社債権者確定日の社債権者	約権付社債の全部取得	3新株予約権付社(社債権者確定日 0
- 一番個などのコーポート	〇元利払期日の設定	〇合併等に伴う新株予約権付社債権者確定日の設継(承継に係る新株予約権付社債権者確定日の設定)	〇取得条項付新株予約7 (全部取得日の設定)	〇正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定
制限期間	施行日から施行 日から起算し1 0 営業日目の日 までの間	施行日から施行 日から起算して 15 選業日目の 日までの間	施行日から施行 日の2週間後の 日までの間	施行日から施行日から起行日から起算して9営業日目までの間
制限要因	□応収を記録を行うためには、システム処理上、元利払期 ⇒実務上、元利払処理を行うためには、システム処理上、元利払期 日の9営業目前の日から機構加入者に対して、元利払日程通知を行 うこととしている。 ※元利払日程通知は、施行日の夜間バッチ処理での通知が最短となる。	○振替法第223条第3項に基づく振替法第200条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通 知をしなければならない。 ○近接した株主確定日(総株主通知)の設定 ⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中 は株主確定日を設けることはできない。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権付社債の割当を受け る消滅会社等の新株予約権付社債権者は、合併等効力発生日の前営業 日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なる こととなる。	〇振替法第217条第3項に基づく振替法第200条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通 知をしなければならない。	○正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定 債権者確定日の設定 ⇒実務上、総新株予約権付社債権者通知を行うためには、新株予約権付社債権者通知を行うためには、新株予約 権付社債権者確定日の7営業目前の日に総新株予約付社債権者通
阻塞	H ←	2	13	1 4

3. 新株予約権

(1) 施行日後の取扱い

垣盤	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
_ വ	○振替法第163条第1項の決定 ⇒振替新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権の発行の決定において、当該新株予約権の全部について、振替法の規定を受けることとする旨を定めなければならない。 ○近接した株主確定日(総株主通知)の設定 ⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中は株主確定日を設けることはできない。 ※振替法第192条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要があることや株主確定日が施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間設定できないことから新株予約権の無償割当を行うことができない。	施行日から施行 日から起算して 15 営業日目の 日までの間	○新株予約権の無償割当に係る割当基準日の 設定(新株予約権付社債の無償割当も同様。)□ (新株予約権付社債の無償割当も同様。)
0	○振替法第163条第1項の決定 ⇒振替新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権の発行の決定において、当該新株予約権の全部について、振替法の規定を受けることとする旨を定めなければならない。 ○会社法第240条第2項及び第3項 ⇒会社は、新株予約権の募集を行う場合には、払込期日の2週間前までに、募集事項の通知又は公告をしなければならない。 ※振替法第163条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要があることや会社法第240条第2項及び第3項の2週間前の公告義務のため、施行日から施行の2週間後の日までの間は、総額買取型新株予約権の新規記録を行うことができない。	施行日から施行日から施行日の2週間後の日までの間	○総額買取型新株予約権の新規取扱開始(新規記録日の設定)
17	○振替法第189条第3項に基づく振替法第171条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通 知をしなければならない。○近接した株主確定日(総株主通知)の設定	施行日から施行 日から起算して 15営業日目の 日までの間	〇合併等に伴う新株予約権の承継(承継に係る新株予約権者確定日)

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
	⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中 は株主確定日を設けることはできない。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権の割当を受ける消滅会社等の新株予約権者は、合併等効力発生日の前営業日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なることとなる。		
-	〇振替法第185条第3項に基づく振替法第171条第1項の通知 □ ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通 知をしなければならない。	施行日から施行 日の2週間後の 日までの間	〇取得条項付新株予約権の全部取得(全部取得日の設定)
0	○正当な理由に基づく総新株予約権者通知の新株予権者確定日の設定 ⇒実務上、総新株予約権者通知を行うためには、新株予約権者確定 日の7営業日前の日に総新株予約権者通知日程案内を行うことと している	施行日から施行 日から起算して 9営業日目まで の間	〇正当な理由に基づく総新株予約権者通知の新株予約権者確定日の設定

なお、新株予約権については、新株予約権付社債のような振替制度への移行の特例措置がないため、施行日前に発行された新株予約権は、振替新 ※新株予約権について、機構は、振替制度の施行日から取扱いを開始する予定であり、施行日前において制限されるコーポレートアクションはない。 株予約権にすることはできず、機構の取扱対象とならない。

4. その他権利行使等について

(1) 保管振替制度における単元未満株式の買取請求の取扱いについて【項番20】

において同じ。)の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の5営業日前の日から施行日前日までの間、買取請 振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日(当該日が休業日に当たる場合は、その前営業日を言う。以下(1)~(3) 求の取次ぎを停止することとする。(12月末決算銘柄と同様の制限日程)

※施行日前日に機構に預託されていない株券に係る施行日後の買取請求については、特別口座への新規記録が行われるまでの間(施行日から施行 日から起算して15営業日目の日までの間)、一定の制約が生じる可能性がある。

(2) 保管振替制度における単元未満株式の売渡請求の取扱いについて【項番21】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日

※施行日前日に機構に預託されていない株券に係る施行日後の売渡請求については、特別口座への新規記録が行われるまでの間(施行日から施行 日から起算して15営業日目の日までの間)、一定の制約が生じる可能性がある。

(3) 保管振替制度における預託新株予約権付社債の新株予約権行使の取扱いについて【項番22】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日 の4営業日前の日から施行日前日までの間、預託新株予約権付社債の新株予約権行使の取次ぎを停止することとする。(単元未満株式の同時買取 請求については、施行日前日の5営業日前の日から施行日の前日までの間、取次ぎを停止することとする。)

※振替制度における振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求については、施行日当日から受付けることとする。(単元未満株式の同時買取請 状についても回様。) (4)機構に預託されていない新株予約権付社債(機構非取扱いの新株予約権付社債及び新株予約権を含む)に係る振替制度の施 行日前後における取扱い

当該株券は機構に預託するこ 施行日前の2週間は株券の預託が禁止されるため、その間に新株予約権行使により株券の交付を受けたとしても、 とができない (決済合理化法附則第12条)。 施行日までに機構に預託されない株式は、施行日の14営業日後の日に、施行日前日の株主名簿上の名義で、会社が開設した特別口座に記載さ れる (決済合理化法附則第6条)。

58

特別口座に記載された振替株式を売却するためには、口座管理機関に開設した自己の口座に振り替えたうえで売却することが必要となる(振替 法第133条)。 施行日前後の一定期間(最長5週間程度)、行使により取得した株式の売 以上のことから、施行日前の2週間に新株予約権を行使する場合には、 却が制限されることとなる。

(5)機構非取扱いの優先株式の取得請求に係る振替制度の施行日前後における取扱い

上記(4)の取扱いと同様。

株主確定 日(実質 上)

30

26 25

22

株主確定 日(実質 上) 株主確定 日(実質 上)

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程(施行日を2009年1月5日と仮定した場合)

く株式(既上場会社)>

施行日前の日程 ※網掛け部分・・・制限期間	制限の対象となる	十やコーキフートンン・コー	- 公募増資(払込期日の設定) [項番1] - 売出し(預託を伴う場合) 預託・交付の制限期間 - 自己株式の消却に伴う交付	 ・基準日の設定 ・株主権信割当増資 ・株主権定日設定の制限期間 ・株式保償割当 ・株式公割 ・会社合併 ・株式交換 ・株式移転 ・キボスを表する特 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	単元未満株式の買取請求 [項番20] 関取請求取決ぎの停止期間	単元未満株式の売渡請求 [項番21] 売遊請求取次ぎの停止期間	-	同意手続及び特別口座開設先等の公告の期限
期間	2008年	H		训限期間			= .	
	2	≾						
	3	大						
	4	K						(同意
	2	御						同意期
	6 7	H H						
	80	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田						
	6	补						
	10	¥						
	11 1	K					ı	
	12 13	供出			-		ł	
	14	Ш						
	15	田						
	16	⊀					ı	
	17 18	×					ł	
	3 19	土			-		1	
	2	Ħ				_	4	

		2	¥	
		2/1	Ш	
		31	H	
		30	④	Г
		29	K	Г
		28	水	
		27		
		26	月	
		25	Ш	
		24	H	
		23	佃	
		22	K	
		21	米	
		20	火	
		19	日	Г
		18	Ш	Г
		17	H	Г
		91	御	Г
		15	K	Н
		14	大	H
		_		H
		13	月	
		12		H
		=	Ш	H
		10	H	H
		6		
		8	K	L
		7	米	
		9	×	
	李6007	1/5	月	(最短)振
間				
•制限期		制限要因		
;				3
计部分				頁番3
十 音				Ĭ
※網掛				る場合)
Х		,	П	デタ
插	7.7	1 5	,	相手,
施行日後の日程	ナケ みナ	۱ ز ا ز	ì	
9	75	₹ <u>.</u>	Ž	場会社を
3後	I RE	<u> </u>	Ĺ	上場
ŦĒ	#	Ţ ;	T 6 H	崇
施		+	Н	交換 (
1				訊3
				学

6 (最短) 一定の日

(最短)実 務上の効 力発生日

(最短)基 準日(株 主確定 日)

(特別ロ 座への新 規記録 日)

機構名義株式の名義書換の禁止期間

登記手続の期間

質権者単独での預託及び承諾のない保護預り株券の預託の特例期間

質権者による株主名簿への記録の請求ができる期間

⁽注1)今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。 (注2)上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。

<株式(新規上場会社)>

■ 施行日前の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

Application of the control of th				
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1/1 2 水 木 金 土 日 月 水 木 金 士 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 土 日 月 水 木 金 上 日 月 水 <td< th=""><th></th><th>4</th><th>Ш</th><th></th></td<>		4	Ш	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1/1 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 本 土 日 月 火 水 木 本 土 日 月 火 水 木 本 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 本 土 日 月 火 水 木 本 土 日 月 火 水 木 本 土 日 月 火 水 木 本 土 日 月 火 水 木 本 ナ ホ		က	H	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 20		2	邻	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 次 木 全 土 目 月 火 水 木 全 土 目 月 火 水 木 金 土 目 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 日 水 大 全 土 日 日 火 水 大 金 土 日 日 大 大 水 大 金 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		2009年 1/1	*	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 次 木 全 土 目 月 火 水 木 全 土 目 月 火 水 木 金 土 目 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 月 火 水 大 金 土 日 日 水 大 全 土 日 日 火 水 大 金 土 日 日 大 大 水 大 金 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 大 大 全 土 日 日 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		31	大	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 2 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日			六	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 3 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土		29	月	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日 月 水 水 水 ホ		28	Ш	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日 月 水 水 水 ホ		27	H	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 3			供	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 3 次 木 金 土 目 月 火 水 木 金 土 目 月 火 水 木 金 土 日 月 水 水 木 金 土 日 月 水 水 か 年 日 日 ト 大 本 全 土 日 日 ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト		25	K	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 次 水 木 金 土 日 月		24	大	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 3 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日		23	六	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 3 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土		22	田	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金		21	Ш	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木		20	H	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		19	串	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 次		18		
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15		17	大	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 次 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日		16	×	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 6 7 8 9 10 11 15 15 13 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		15	田	
3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 米 米 金 十 日 日 以 水 水 米 金 十 日 日 以 水 水 米 金 十 日 日 以 水 水 米 金		14		
2 4 5 6 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		13	H	
3 4 5 6 7 8 9 10		12	_	
6 次 6 次 7 4 4 6 4 6 7 7 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		11		
6 大 6 大 7 名 7 名 7 日 8 日		10		
3 4 5 6 7 4 条 十 6 7 4 4 6 7 4 6 7 7 6 7 7 6 7 7 6 7 7 6 7 7 7 7		6		
3 4 4 6 6 4 4 4 6 6 4 4 6 6 6 4 6 6 6 6		8		
3 4 4 条		7		
ε Κ		9	-	
Migo 対象となる		5	Ψ	
1000 1000		8	×	
Mac	ī	0	ンイン	
Migo	- ? ?	2/1 2	, E	
AD 1	2	200		
■ JOIN HISTORING TO THE ACCOUNT T		制限要因		[番1] 託・交付の制限
	Y HINEICON I	を対し	7	

		_												_																					
■ 施行日後の日程 ※	※網掛け部分…	制限期	睊																																
制限の対象となるコーポートである。	制限要因	2009年 1/5	9	7	8	9	10 11	12	13	14	15 1	16 17	18	19	20	21 2	22 2	23 24	4 25	5 26	27	28	29	30 3	31 2/	/1 2	3	4	5	9	7	8	6	10	
T 6		日	¥	大	×	邻	十 日	月	¥	大	*	金田	Ш	月	×	×	K	金	t B	I	¥	大	K	供	H H	日月	· 一	大	×	俐	H	Ш	A	×	
事新期 上場	[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [(最短)振								ĺ	H							H		L	L		r	H	H	H	L			(最短)—			(最短)新	(最短)新	
	定の日 (振替	替法第																		_	_					_				定の日			Ш	叫客	_
	無																																		
	(工や状)																																		
																				_	_					_									

(注1)今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2)上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程(施行日を2009年1月5日と仮定した場合)

<新株予約権付社債>

<u></u>	
藩	
制限期间	
:	
Ŕ	
※ 雅英に 野か・	
二	
亞	
X	
F	
2	
衙行ロ町の日福	
Π	
Ť.	
型	

F		-					ı	6	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				
-	3 4	土日						7 8	H H				
	2	- 第						9	邻				
70000	2009年 1/1	*						5	K				
	31	米						4	长				
ſ	30	六		株主確定 日(実質 上)	株主確定 日(実質 上)	株主確定 日(実質 上)		3	×				
F	29	月		茶田土	按皿斗	参 田寸		2	町				
	28	Ш						2/1	Ш				
	27	H						31	H				
-	5 26	木						9 30	米				
-	25							29				実効日	
	24	关						28	¥			新 (最短)実権 務よの効権 か発生日 日	
	23	兴						27	×			(最短) 株子約 付社債 者確定	
	22	月						26	Н			(振替株 式の特別 口座への 新規記録 田)	
	21	Ш						25	Ш				
	20	H						24	H				
L	19	金						23	田				
L	18	*			-			1 22	*				-
	16 17	火						20 21	火水	公朔日 公朔日	(最短) 元利払期 日		(最短)全 部取得日
-		H							В	(最短):	(最短) 元利担 日		(最)
	14							18 19	B B				
	13	H						17	Ŧ				
	12	徘						16	邻				
F	Ξ.	K						15	K				
	10	大						14	大				
	6	×						13	×				
	8	田						12	月				
	7	Ш		-				1	Н				
	5 6	金十						9 10	金井				
F	4	**						8	*				
-	က	×						7	大				
<u>-</u>	2	⊀					噩	9	×				
	2008年 12/1	A					限期	2009年 1/5	月	(最短)発行決議日			(最短)全 部抹消の 通知
	制限の対象となるまたつ。制限要因またコーポートを介えてい		・新株予約権付社債の発行(払込期 [項番8] 日の設定) ・保振預託新株予約権付社債券の ・保振預託新株予約権付社債券の ・取得条項付新株予約権付社債の ・取得条項付新株予約権付社債の ・部取得及び全部取得	・合併等に伴う新株予約権付社債の[[項番2、9] 承継 期間 期間	·保振預記新株予約権付社債の新 【項番22】 株予約権行使 特予約権行使 ぎの停止期間	·保振預託新株予約権付社債の新 【項番20】 株予約権行使に伴う単元未満株式 買取請求取次ぎの停止 の同時買取請求	■ 施行日後の日程 ※網掛け部分・・・制限期間	制限の対象となる ・		・新株予約権付社債の発行(払込期【項番10】 日の設定) セ法第240条第1項、会 社法第240条第2項及び 第3項の制限期間(法令上)	·新株予約権付社債の元利払 【項番11】 元利払期日設定の制限 期間	・合併等に伴う新株予約権付社債の[項番12] 承継 期間 期間	·取得条項付新株予約権付社債の【項番13】 全部取得 期間(法令上)

・正当な理由に基づく総新株予約権 [項番14] 付社債権者通知の新株予約権付社 総新株予約権付社債権 債権者確定日の設定 社債権者確定日の設定 社債権者確定日の設定

(最短)新 株予約権 付社債権 者確定日

⁽注1)今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。 (注2)上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程(施行日を2009年1月5日と仮定した場合)

<新株予約権>

施行日後の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

ı		_		I		l	
	6	三 三					
	∞	Ш					
	7	#					
	6	金				L	
	5	K					
	4	大					
	3	· ·					
	1 2	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					
	2/1						
	31	H					
	30	俐					
	29	K					
	28	长	(最短)実務上の効 務上の効 力発生日		(最短)実 務上の効 力発生日		
	27	六	(最短)基((最短)基(水)		(最短)新 株子約権 株子約権 付社債権 者確定日		
	26	月	(振替株 式の特別 当 口座への 当 新規記録 E		(振替株 式の特別 ロ座への 新規記録 目)		
	25	Ш	○H□霧Ⅲ		○H□衆□		
	24	4					
	23	佃					
	22	ĸ					
	21	大					
	20	水		(最短)払 込期日		(最短)全 部取得日	
	19	A					(最短)新 株予約権 者確定日
	17 18	1 日					
	16	御					
	15 1	*					
		_					
	14	· 大					
	13	Υ					
	12	日					
	11	Ш					
	10	Ŧ					
	6	供					
	8	K					
	7	¥					
إ		火 7					
	F 6	ŗ		жп		М С	
마기사자마	2009年 1/5	月		(最短)発行決議日		(最短)全 部株消の 通知	
마 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그	制限要因		【項番15】 振替法第163条第1の制 限(法令上) 株主確定日設定の制限 期間	【項番16】 振替法163条第1項、会 社法第240条第2項及び 第3項の制限(法令上)	【項番17】 株主確定日設定の制限 期間	【項番18】 全部抹消日設定の制限 期間(法令上)	【項番19】 総新株予約権者通知の 新株予約権者確定日の 設定
■ 제임기 HTX VZ HT 제 제임되기 마기	制限の対象となる。	エネコーペン・コーペート・ファイ	・新株予約権の無償割当 14 14 14 15 16 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	・総額買取型新株予約権の発行(払 <mark> </mark> 込期日の設定) 	合併等に伴う新株予約権の承継 【	·取得条項付新株予約権の全部取 【 得	・正当な理由に基づく総新株予約権 [者通知の新株予約権者確定日の設 定
ı			<u> </u>	113	1 -	1 - 14-	1

⁽注1)今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2)上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。

3. 株式等振替制度における手数料について



発行会社にご負担いただく手数料について(1

株式等振替制度における手数料要綱(平成19年11月5日)

- 株式等の振替制度において機構が提供するサービスについて、その利用者(機構加入者及び発行会 社等)が便益に応じて経費を負担することとなるよう、振替制度における手数料を策定。
- 振替制度の安定的な運営及び現行の保管振替制度との連続性に 具体的な手数料の策定に際しては、

■ 発行会社にご負担いただく手数料

- 発行会社向けのサービス提供のための共通的なインフラ構築費用及び制度運用 費用に対応する基本手数料(証券の種類別、銘柄別に計算) 振替制度利用料:
- 世 取扱開始や募集株式の発行等に伴う新規記録の業務に対応する手数料 新規記録手数料:
- 銘柄情報の公示に関する業務に対応する手数料 銘柄情報公示手数料:
- 個別株主通知に関する業務に対応する手数料 個別株主通知手数料
- 発行会社が行う振替口座簿の情報提供請求に関する業務に対応する手数料 情報提供請求手数料:
- ごとに当該請求を行う旨の届出をあらかじめ行った場合の当該四半期会計期間の末日に係る総株主 通知を除く。)に関する業務に対応する手数料 発行会社の請求に基づく総株主通知(発行会社が、四半期会計期間の末日 総株主通知等手数料: 通知を除く。
- 外国人保有比率等期中公表手数料: 外国人保有制限銘柄の外国人保有比率等の公表に関する業務 に対応する手数料(外国人保有制限銘柄の発行会社のみのご負担)

(注)施行日前日において一般株主名簿に記載されている株主に係る特別口座への新規記録については、新規記録 手数料を課金いたしません。



発行会社にご負担いただく手数料について(2)

■ 手数料のお支払い方法

- 発行会社は、毎年6月及び12月に、それぞれ前月までの6ヶ月間分(初回は平成21年1月から 5月までの5ヶ月間のご利用分)の手数料をお支払いいただきます。
- 具体的な手数料金額については、請求月にて郵送するほか、内訳明細をTarget保振サイトに掲載。
- お支払いは、機構の指定する支払期限までに 機構の指定する機構名義の金融機関預金口座への振込 みによる方法となります。

■ 振替制度利用料(株式)の手数料水準(イメージ)

株式等振替制度において発行会社に恒常的にご負担いただく「振替制度利用料(株式)」について、 発行会社(株主数)の規模別にその具体的な金額水準を示します。

発行会社(株主数)の規模	定額部分/月	定率部分/月	合計/月	年換算
株主数:1,000人の場合		4,000円	51,000円	612,000円
株主数:10,000人の場合	47,000円	40,000円	87,000円	1,044,000円
株主数:100,000人の場合		304,000円	351,000円	4,212,000円

発行会社に対する手数料項目の料率①

振替制度利用料 (株式等) (株式等) (本式等) (本式等) (東本部分 (予株予約権付社債等) (新株予約権付社債等) (新株予約権付社債等) (本部分 (本部分 (本部分 (本部分 (本部分 (本部分 (本部分 (本部分		
		(月額) 47, 000円
	き 以下の部分 超、100,000人以下の部分 、超の部分	(月額) 4.0円 2.8円 1.2円
		・ 振替単位とは、新株予約権付社債については各 社債の金額、新株予約権については新株予約権の 数のことをいう。
		(月額) 10, 000円
	つき 位以下の部分 位超、50,000単位以下の部分 位超の部分	(月額) 0.8円 0.5円 0.3円
		(月額) 22, 000円
	き 以下の部分 超、100,000人以下の部分 、超の部分	(月額) 2.0円 1.4円 0.6円
	同一新規記録日/同一新規記録事由の新規記録 1件につき ①20,000件以下の部分 ②20,000件超、100,000件以下の部分 ③100,000件超の部分	200円 · 新株予約権行使に対して自己株式の交付を行う 140円 場合についても課金対象とする。 60円
銘柄情報公示手数料 1件につき		200円

「株式等」には、株式、投資口及び優先出資を含む。「株主等」には、株主、投資口の投資主及び優先出資の出資者を含む。 「新株予約権付社債等」には、新株予約権付社債及び新株予約権を含む。「新株予約権付社債者等」には、新株予約権付社債権者及び新株予約権者を含む。 *** ***

発行会社に対する手数料項目の料率②

手数料項目	本は		備考
個別株主通知手数料	1件につき ①同一銘柄の個別株主通知が月間で40件以下の部分 ②同一銘柄の個別株主通知が月間で40件を超える部分	1,000円 株式、500円	投資口及び優先出資を課金対象とする。
情報提供請求手数約		情報提かる情報・ 株式、 株式、	情報提供請求手数料には、請求取次先機関の定める情報提供料相当額を別途加算する。 株式、投資口及び優先出資を課金対象とする。
	株主等照会コードを指定した場合(ファイル伝送の場合) 1件につき	300円	
情報提供請求即次手物約	株主等照会コードを指定した場合(加入者情報Web端末の場合) 1件につき	1,000円	
	氏名/住所の全部を指定した場合 1件につき 7.4 / かデの *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	1,500円	
	広名/ 壮所の一部を指定した場合 1件につき	3,000円	
情報提供手数料	1件につき 請求対象期間が1日を超えるごとに1日につき 10枚を超える枚数 1枚につき	500 10 10 10	
総株主通知等手数料 (株式等)		· 正当な 主通知等 主通知等	正当な理由により発行者が請求する場合の総株 主通知等(振替法第151条第8項に基づく総株 主通知等)を課金対象とする。ただし、発行者が、
定額部分	1回につき	四半期会 400,000円 をする旨 総株主通	計期間の末日ごとに総株主通知等の請求 をあらかじめ機構に通知した場合の当該 知等は、課金対象外とする。
定率部分	1株主等につき ①20,000人以下の部分 ②20,000人超、100,000人以下の部分 ③100,000人超の部分	30 21 9 9 9	
総株主通知等手数料 (新株予約権付社債等)		すべて株予約権	すべての総新株予約権付社債権者通知及び総新 株予約権者通知を課金対象とする。
定額部分	1回につず	120,000円	
定率部分	1 新株予約権付社債権者等につき ①1,000人以下の部分 ②1,000人超、5,000人以下の部分 ③5,000人超の部分	10月 7日 3日	
外国人保有比率等 期中公表手数料	外国人保有制限銘柄 1銘柄につき	(月額) 20,000円 ・ 株式を	株式を課金対象とする。
※ 「株式等」には、株式	「株式等」には、株式、投資ロ及び優先出資を含む。「株主等」には、株主、投資ロの投	株主、投資口の投資主及び優先出資の出資者を含む。	本分分

|株式等」には、株式、投貨口及び優先出資を含む。 |株主等」には、株主、投貸口の投資主及び優先出資の出資者を含む。 「新株予約権付社債等」には、新株予約権付社債及び新株予約権を含む。「新株予約権付社債者等」には、新株予約権付社債権者及び新株予約権者を含む。 ××

4. よくあるご質問(FAQ)

FAQ(よくあるご質問)

1. 株式の制度移行の手続きについて

を利用した場合、施行日後になぜ登記手続きが必要になるのですか(法務局で自動的に手続きを行うこ 問1:発行会社が「みなし定款変更」 とはできないのですか)。

(<u>※</u>

○ 発行会社が「みなし定款変更」を利用した場合でも、「保振制度利用会社である旨」は登記事項ではないため、法務局では対象となる発行会 社を判断することができません。このため、「みなし定款変更」を利用した場合にも、施行日から2週間以内に、発行会社の申請による変更 登記の手続きが必要とされています。 を添付 (証明書) を利用した場合、なぜ、施行日後に行う登記手続きの際に、機構から送付される書面 問2:発行会社が「みなし定款変更」 する必要があるのですか。

数 数

業登記法第 63 条)や「株主総会の議事録」(商業登記法第 46 条)を添付しなければならないとされていますが、「みなし定款変更」を利用 した場合は、当該公告等が行われないため、当該公告等に代えて、「みなし定款変更」に該当することを証する書面(発行会社の発行してい る株券が機構で取り扱われていたことを証する書面)を添付することが義務付けられているためです(決済合理化法附則第6条第7項参照。)。 ○ 株券発行会社が株券不発行会社となった場合の登記手続きに際しては、「会社法 218条 1項の規定による公告をしたことを証する書面」

(証明書) は、いつ送付されるのですか。 施行日後に行う登記手続きに必要な書面 を利用した場合、 問3:発行会社が「みなし定款変更」

○ 当該書面については、施行目前日において振替制度に移行する会社が確定することなどから、施行日に発送することを予定しています。

問4:株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更に係る株主総会決議により発行会社が施行日を効力発生日とする「自主的な定款変 どのような手続きが必要になりますか。 (会社法第 218 条等)」を行った場合、

参

済合理化法附則第3条第1項参照。)の提出が必要となります。そのほか、会社法第218条第1項に規定される公告及び株主等への各別の 通知を行う必要もあります。なお、「みなし定款変更」を利用した場合と同様に、特別口座開設先等の公告(決済合理化法附則第8条第1項) (本説明会資料 1.「参考4」) 「施行日前に『株券を発行する旨の定款の定め』を廃止する定款変更決議を行ったことに関する届出書」 及び登記手続きも必要となります。

を行った場合、「施行日前に『株券を発行する旨の定 款の定め』を廃止する定款変更決議を行ったことに関する届出書」を提出することになっていますが、保振制度における「業務規程施 (会社法第 218 条等)」 (6条通知)」も別途必要ですか。 :発行会社が施行日を効力発生日とする「自主的な定款変更 行規則第6条に基づく機構への通知 Ŋ 噩

\bigotimes

「自主的な定款変更」の決議を行った場合には、「施行日前に『株券を発行する旨の定款の定め』を廃止する定款変更決議を行ったことに関 保振制度における「6 条通知」(Target を利用した機構への通知)も別途必要となります(株券等業務規程施行規則第 参照。)。 (定款又は株式取扱規則の変更) する届出書」に加え、 22 号 **※無** 22 0

を行えばよいですか。 どのような手続き 施行日までに届出情報に変更が生じた場合には、 を行った後、 : 各種届出 問6

(v)

- 各種届出事項について変更等が生じた場合については、以下の対応を行っていただくことを予定しております。
- 「参苑 (1) 「株式等振替制度参加に係る届出書① (確認書兼訂正届)」 (本説明会資料 1. 「参考2」) の記載内容に変更等がある場合には、発行会社は、 現行の保振制度の「6条通知」等を行う。機構は、「6条通知」等を受けることで届出事項の変更があったものとして取り扱う この場合には、「6条通知」等以外の別途の届出は必要がない。)。 2] 項番3参照。
- 「株式等振替制度参加に係る届出書②」(本説明会資料1.「参考3])の記載内容に変更等がある場合には、別途機構が用意する変更届に 当該株主名簿管理人が変更手続を行う。 必要な書類を添付して機構に提出する。なお、株主名簿管理人経由で届出した事項については、 (S)

問フ:施行日前後に行う各種コーポレートアクションについて、先日、機構が公表したコーポレートアクションの制限対象からは外れている 何か留意すべき点はありますか。 ものについても、

(My

施行目前後(特に施行目前3ヶ月)は、関係者における各種実務及びシステムが順次稼働していく段階にあり、コーポレートアクションの 実施時には、株主確定のための経過的な措置が必要となる可能性が生じます。制限対象から外れているコーポレートアクションについても 可能な限り施行日前後に行うことは避けていただくことが望ましいと考えますが、施行日前後に実施することを検討する場合には、早期に 株主名簿管理人を始めとする関係者にご相談ください。

振替制度移行時までに端株制度をなくしておく必要があるのですか。 問8:法律で会社法施行時に現存する端株の存続が認められていますが、

※

項)、振替法の改正関係については同様の経過措置は規定されていません。このようなことから、端株制度をなくしておく必要があります(本 会社法において、端株制度が廃止されることに伴い、振替法における総株主通知に基づく端株原簿の名義書換の規定等が削除されています。 無 既存の端株制度採用会社の端株については、「なお従前の例によるもの」とされていますが(整備法第 86、 (洪 説明会資料1.「別添2」P2 また、 (整備法第 242 条)。

問9:同意手続関係書類は、どのように受領することになるのですか。

※

○ 同意手続関係書類は6月上旬を目処に発送することを予定しています。また、Target 等にも別途掲載する予定です。

2. 新株予約権付社債及び新株予約権の制度移行の手続について

問1:新株予約権付社債の機構への同意に際して取締役会決議は必要ですか。

<u>※</u>

は、振替法に規定がないため、それが会社法第 362 条第 4 項に規定する取締役会が取締役に委任できない事項としての「その他の重要な業 て取締役会決議を義務付けないこととしました。因みに、保振制度における新株予約権付社債の同意及び一般債振替制度における同意にお それに相当する規定がありません。新株予約権付社債の機構への同意に際して取締役会決議が必要かどうか 務執行の決定」に当たるかどうかという会社の判断に委ねられる問題となります。したがって、機構では、新株予約権付社債の同意に際し 振替制度において会社が行う同意に関して、株式については、振替法第 128 条第 2 項の規定により取締役会決議が必要とされていますが、 いても、機構では、取締役会決議を義務付けていません。 新株予約権付社債については、

問2:上場新株予約権付社債については、必ず振替制度への移行手続を行わなければならないのですか。

(w)

○ 現在の証券取引所の上場規則では、機構が取扱うことを上場の要件としており、電子化後も引き続き上場するためには、移行の手続を行っ 機構及び証券取引所の規則改正に反映される予定です。 本件の取扱いは、今後、 ていただく必要があります。なお、

電子化後は無効になるのですか。 保振制度外で保有している新株予約権付社債券は、 :現在、 33

(X

施行日までに機構に預託されていない新株 当該新株予約 ○ 新株予約権付社債券は、株券とは異なり、電子化施行日に一斉に振替制度に移行されることはありません。施行日までに機構に預託されて そのまま償還まで有効です。施行日後に、新株予約権付社債権者から個別移行の申請が行われたときに、 施行日に無効となり、一斉に振替新株予約権付社債となりますが、 権付社債は振替制度に移行されることとなります。 いる新株予約権付社債券は、 予約権付社債券は、

問4:当社が発行している非上場の新株予約権付社債券で、現在、保振制度の対象となっていないものがあります。当該新株予約権付社債は、 第三者割当で発行したものですが、割当先から特例新株予約権付社債として、振替制度に移行させたいといとの要望を受けています。 振替制度に移行できますか。 どのような新株予約権付社債であれば、

W W

- 機構は、非上場の新株予約権付社債について、以下の要件を満たすものを取扱いの対象としています。対象となる新株予約権付社債が以下 個別に機構にお問合せください。 の要件に該当するかどうか判別できない場合は、
- イ.新株予約権の目的である株式が振替株式であること。
- . 会社法第 236 条第 1 項第 6 号の譲渡制限が付されていないこと。
- ハ. 証券取引所に株式を上場している会社が発行する新株予約権付社債であること。
- 会社が発行する新株予約権付社債の総数が口座管理機関又は当該口座管理機関の企業集団に属する法人に割り当てられるものであるこ 1]
- ホ. 割当てを受けた口座管理機関が新株予約権を行使し、取得する株式を不特定多数の者に売却することを目的としていること。
- へ. 上記ニにおいて会社が発行する新株予約権付社債が口座管理機関の企業集団に属する法人に割り当てられる場合には、当該口座管理機 関が当該法人の代理人として当該新株予約権付社債に係る業務を行うこと。
- ト. 国内で発行されるものであること。

当社が発行する総額買取型新株予約権付社債のうち、財務代理人を設置せず、会社自身で元利払いの事務処理を行っているもの 発行・支払代理人を選任しなければなりませんか。 振替制度への移行に際し、 ますが、 があり 問5:現在、

になりますので、振替制度に移行する場合には、必ず発行・支払代理人を選任していただく必要があります。発行・支払代理人を選任しな 振替制度においては、新株予約権付社債の元利払い等の処理は、全て、発行・支払代理人を通じて、機構の定める電磁的な方法で行うこと 当該新株予約権付社債を振替制度で取扱うことはできません。 い場合は、

問6:新株予約権付社債の移行に当たり、発行・支払代理人として、具体的に誰を選任すればよいのか。

(M)

○ 発行・支払代理人については、現在の新株予約権付社債に係る社債管理者又は財務代理人を選任していただければ結構です。なお、選任可 能な発行・支払代理人については、8月下旬頃、機構のホームページに公開する予定です。

問フ:振替制度において、新株予約権付社債の元利払手数料の支払いはどのように取り扱われますか。

(w)

○ 振替新株予約権付社債に係る元利払手数料については、一般債振替制度と同様、支払代理人から機構加入者に直接支払われることとなりま す。なお、発行会社が決定した手数料率については、新規発行時における銘柄情報通知データの項目として機構から各機構加入者に通知さ

問8:振替制度の施行後に現物債として発行した新株予約権付社債を振替制度に移行できますか。

(M)

振替制度施行前に現物債として発行された新株予約権付社債については、振替制度に移行することが可能ですが、振替制度施行後に現物債 として発行された新株予約権付社債については、振替制度に移行することができません。

問9:振替制度の施行前に発行した新株予約権を振替制度に移行できますか。

\bigotimes

施行日後に発行決議を行い、その発行決議の中で、振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものが、振替制度 ○ 新株予約権は、新株予約権付社債と異なり、振替法に移行の特例が設けられていませんので、既発行の新株予約権は振替制度へ移行するこ の対象となります。 とができません。

3. 株式等振替制度における手数料について

問1:保管振替制度においては、発行会社から機構に対する手数料は発生していませんが、振替制度になることによって、新たに機構に対し て手数料を支払わなければならなくなる理由は何ですか。

※

振替制度においては、機構が、株主の一元的な名寄せとその結果としての株主情報の一元的な管理を行い、これにより総株主通知等の事務 そのサービス提供のためのイン を迅速かつ効率的に行うほか、発行会社の皆様には、振替口座簿の情報の提供を始めとした新たなサービスを提供することとしています。 これらにより、発行会社における株式事務の効率化と利便性の向上が図られる見込みであることを踏まえ、 フラ構築・運営コストについて、発行会社の皆様に応分のご負担をいただくものです。

問2:振替制度において発行会社が負担する手数料にはどのようなものがありますか。

(w)

ける手数料要綱」の「別紙2」)が対象となります。具体的には、振替制度利用料、新規記録手数料、銘柄情報公示手数料、個別株主通知手 ○ 本説明会資料 「3. **株式等振替制度における手数料について**」に記載している各手数料項目(平成 19 年 11 月 5 日付「株式等振替制度にお 情報提供請求手数料、総株主通知等手数料及び外国人保有比率等期中公表手数料です。

問3:発行会社において経常的に発生する手数料にはどのようなものがありますか。

(X

○ 振替制度において、発行会社に経常的に発生する手数料項目としては、振替制度利用料及び外国人保有比率等期中公表手数料(外国人保有 制限銘柄の発行会社のみが対象。)が該当します。その他の手数料項目については、各手数料の対象となる事象が発生するたびに、その件数 等により課金する性質のものです。

問4:振替制度利用料とはどのような手数料ですか。

N N

- 振替制度を利用するにあたっての基本料的な手数料項目で、すべての発行会社を対象として恒常的に発生する業務に係るコストについて、 銘柄ごとに応分のご負担を頂戴するものです。
- 恒常的に発生する業務に該当いたします。また、振替制度利用料 (CB) については、新株予約権付社債の銘柄情報の授受や、新株予約権付 具体的には、まず、振替制度利用料(株式)については、機構において行う株主情報の管理・名寄せや、法定の総株主通知(事業年度末及 振替法第151条第1項各号を参照。) び事業年度開始後 6 ヶ月経過した時に行う総株主通知、基準日を定めた場合の総株主通知など。 社債の元利金計算等が恒常的に発生する業務に該当いたします。 0

問5:新規記録手数料とはどのような手数料ですか。

》 阿

- 新株発行に係る手数料項目です。振替制度における新株発行については、証券会社や投資家などの口座に増加記録がされることにより行わ (新規記録といいます。) がされる対象の口座の数が新規記録手数料における件数となります。 れますが、この増加記録 0
- 辫 例えば、総額買取引受による新株発行を行う場合で、最初に増加記録がされる対象の口座が引受証券会社の1つの口座であった場合は、 規記録手数料計算上は1件としてカウントします。
- なお、同一日に同一の事由(取扱開始、公募、株主有償割当増資、新株予約権行使などの事由があります。)により多数の新規記録が行われ る場合については、逓減料率を適用することとしていますが、これは、例えば株主有償割当増資が行われた場合は、応募した株主それぞれ の口座に増加記録がされることとなることから、件数が多数となることが想定されるためです。 0

問6:銘柄情報公示手数料とはどのような手数料ですか。

参

- 発行会社から機構に対して、新規記録に関する通知又は合併等に関する通知があった場合に、振替法第 162 条等に基づき機構が行う公示に 係る手数料項目です。
- 同日に合併等に関する通知があっ 例えば、普通株式についての新規記録の場合は(株式無償割当て又は取得条項付株式の全部取得の対価の交付に係る新規記録を除く。)、 た場合や、種類株式についての新規記録があった場合などにおいては、1日に2件以上となることも想定されます。 日に何件の新規記録があったとしても、銘柄情報公示手数料計算上は 1 件としてカウントします。なお、 0

問フ:個別株主通知手数料とはどのような手数料ですか。

参

振替制度においては、株主が少数株主権等を行使する場合は、株主はあらかじめその保有株式数等を機構を通じて発行会社に対して個別株 主通知として通知することが必要となります(振替法第154条)。個別株主通知手数料は、この個別株主通知の受領に係る手数料項目です。

問8:情報提供請求手数料とはどのような手数料ですか。

- 振替制度においては、発行会社は、「正当な理由」がある時には、特定の加入者の口座の情報を請求することができることとなります(振替 法第 277 条)。情報提供請求手数料は、この情報提供請求に係る手数料項目です。
- なお、発行会社が行う情報提供請求についての処理の概略は以下のとおりです。
- 発行会社は、機構に対して、対象とする加入者の条件(株主等照会コードや氏名/住所による。)を指定して情報提供請求をする。
- 請求を受けた機構は、発行会社から指定された条件に合致する加入者を、機構に登録された加入者情報を利用して検索する。 \bigcirc
- 機構は、条件に合致する加入者の口座を開設する全ての口座管理機関に対して、発行会社からの請求を取り次ぐ。 \odot
- 請求の対象である加入者の口座の情報を機構に提供する。 請求を受けた各口座管理機関は、 4
- 各口座管理機関から提供を受けた情報を、取り纏めたうえで、発行会社に提供する。 機構は、 (1)
- 上記③において、機構が口座管理機関に対して請求を取り次ぐこととなりますが、その際の手数料が情報提供請求手数料の内訳項目である 当該請求を取り次がず、機構自身が情報提供を行うこととなるため、その際の機構が行う情報提供に係る手数料として、情報提供請求手数 であった場合は、 (機構加入者) 発行会社が指定した加入者が、機構に直接口座を開設する者 料の内訳項目である情報提供手数料をご負担いただくことになります。 情報提供請求取次手数料です。なお、 0
- また、機構が口座管理機関に対して請求を取り次いだ場合、請求取次先の各口座管理機関が定める情報提供料のご負担が発行会社に生ずる 一括して発行会社に請求いたしま こととなります。機構では、発行会社に対する手数料請求の際に、各口座管理機関の請求額についても、 0

問9:総株主通知等手数料(株式等)とはどのような手数料ですか。

\bigotimes

- 振替制度においては、発行会社は、「正当な理由」があるときは、機構に対して、総株主通知を請求することができることになりますが(振 替法第 151 条第 8 項)、総株主通知等手数料は、この発行会社からの請求に基づく総株主通知に係る手数料項目です(法定の事由に基づいて 機構が行う総株主通知(振替法第151条第1項各号の事由に基づく総株主通知)については、総株主通知等手数料の対象とはなりません。)。 0
- なお、発行会社が、毎事業年度の第一及び第三四半期会計期間末ごとに総株主通知を請求する旨を、当該事業年度開始前にあらかじめ機構 こ届け出ている場合には、これらのタイミングで行う総株主通知についても、総株主通知等手数料の対象となりません。 0

問10:総株主通知等手数料(新株予約権付社債等)とはどのような手数料ですか。

(w

振替法第 186 条に基づく総新株予約権者通知及び振替法第 218 条に基づく総新株予約権付社債権者通知に係る手数料項目です。

問11:外国人保有比率等期中公表手数料とはどのような手数料ですか。

() ○ 振替制度では、外国人保有制限銘柄について、その直接外国人保有比率等を、機構が日々公表することとしていますが、外国人保有比率等 期中公表手数料は、この直接外国人保有比率等の公表に係る手数料項目です。したがって、外国人保有制限銘柄の発行会社のみが対象とな ります。

問12:振替制度における手数料の請求はどのように行われるのですか。

(郊

- 発行会社に対する手数料につきましては、毎年6月及び12月に前月までの6ヶ月分の手数料を、機構から直接請求させていただきます。
- 振替制度移行後の最初のお支払いは、2009年1月に振替制度へ移行することを前提としますと、2009年6月に、2009年1月から5月ま の5ヶ月分を対象とすることになります。 \bigcirc

r

なお、決算等により毎月の手数料額を把握する必要がある場合、経常的に発生する振替制度利用料につきましては、以下の算式により利用 料の月額を算出することができます。 0

月額振替制度利用料 (株式等 1 銘柄につき)

+2.8 円× (同 20,000 人超、100,000 人以下の部分) =47,000 円+ (4.0 円× (株主数 20,000 人以下の部分)

+1.2 円× (同 100,000 人超の部分)

(w)

振替制度への移行に伴って開設される特別口座への新規記録は、新規記録手数料の課金対象外としております。なお、この特別口座への新 規記録に伴って、銘柄情報公示手数料 (200円) が生ずることになりますのでご注意ください。

問14:株主名簿管理人に対する手数料はどのようになるのですか。

(w)

振替制度移行後の株主名簿管理人に対する手数料につきましては、直接株主名簿管理人にお問い合わせください。

手数料の課金の対象となるのですか。 問15:機構の取扱対象でない優先株式やストックオプション等の新株予約権行使についても、

※

○ 機構の取扱対象でない優先株式やストックオプション等については、各手数料の課金対象とはなりませんが、これらに係る取得請求権行使 や新株予約権行使等により、振替株式の新規記録が行われる場合は、新規記録手数料及び銘柄情報公示手数料の対象となります。 以上

5. 株券等の電子化に向けた周知・啓発活動について

	2005年	2006年 2007年 2008年 2008年	2009年
制度実務等対応状況		●保援制度要綱公表(3月)	高字化実施目標日 (基知(10月) (度利用状況調査(8月)
画 活 整 概 器		事前預託の推進/制度概要周知 制度詳細周知(制度に対する更なる理解の促進) 事前預託期限(最終)・移行実務の確認 事前預託の推進強化(株券残量調査を踏まえて) トラブル解消対応	
移行対応の専 前週託推進の 主なターケット		個人・法人のタンス株券 <u>強化期間(6月末~7月)</u> 「実施まで1年」の周知 担保受入株券 保護預り保振非預託株券	
個人投資家等		制度概要、タンス株等の事前預託の必要性等をマスメディア、 発行会社からの通知等を通じ周知 整行会社からの通知等を通じ周知 駆け込み預託の対応等 る重点フォロー る重点フォロー る重点フォロー	園別相談等に対
事業会社 (財務担当者)	不所持株の	日本経団連・株懇・各企業団体等を通じ、 事前預託の促進(株券大量保有企業:特)取扱い/保有株券の保振預託・特別口座の意思決定/担任	
配券会社		制度概要、口座管理機関の実務 実務面、システム面の進捗状況の調査・支援等 システム整備状況調査 取扱い等 移行実務の確認、トラブル解消対応方法等) 取扱い等 移行実務の確認、トラブル解消対応方法等) ・緊急時の対応検討を推進 保護預り保振非預託分の事前預託推進への協力(大量保有法人への個別預託促進、個人・法人への働きかけをサポート) /制度周知・タンス株主等への預託促進をサポート	**
銀行等		静価の周辺(アンケート結 管理機関とて参加予定 システム機能等) 保管状況調査より 対するフォロー(制 検討の推進サポート	
発行会社 (株式担当者)	特別	□座の取扱い費用負担、受入方針、実作業等)に関する検討、合意形成 (用度、移行までの実務詳細説明、特別 (構成・利用と、制度概要の周知(株式担当者等に向けた制度概要・移行に向け必要となる実務概要、登録単元未満株式の処理、 移行直前のコーポレートアウション。特に で必要な実務の確認等。) 移行に必要となる実務概要、登録単元未満株式の処理、 「で必要な実務の確認等。) 移行に必要となる実務概要、登録単元未満株式の処理、 「不必要な実務の確認等。) 移行に関する株主からの間合せ等に対 (総会決議通知等の株主に対して実施する通知を利用して周知等) ★株主総会集中(6月末) ★本主総会集中(6月末) ★本主総会集中(6月末) ★本主総会集中(6月末) ★本主総会集中(6月末) ★本主総会集中(6月末) ★本本に対して実施する通知を利用して周知等) ★本主総会集中(6月末) ★本書のの間合せ等に対 ★本書のの間合せ等に対 ★本書のの間合せ等に対 ★本書のの間合せ等に対 ★本書のの間合せ等に対 ★本書のの間合せ等に対 ★本書のの間合せ等に対 ★本書のの間合せ等に対 ★本書のの間の本書の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	

「タンス株式」(ほふり非預託)等の状況

に数
林其
所有
及び
総数、
刑
の株
者別
所有:

上段:平成19年9月末 上段:平成19年3月末 下段:平成19年3月末,下段:平成18年3月末

											-	
調査項目	株主総数	(丫) ¥				所有株式総数(6	(百万株)				(非預託のう	ち:百万株)
所有者の属性		機構預託 株主数	光	祭 二	%行済株式数 : 占める割合	機構預託分	八番	非預託分		州	証券会社 保護預り	金融機関への 担保差入
(1) 政府·地方公共団体	1, 871	316	16.9%	430	(0.1%)	41	9.5%	В	389	90.5%		
	1, 782	130	7.3%	406	(0. 1%)	5	1.1%		401	98.9%		
(2) 金融機関	138, 573	130, 715	94.3%	108, 363	(29.5%)	102, 420	94.5%	C 5,	, 943	5.5%	G 430	
	141,580	132, 258	93. 4%	111, 495	(29.9%)	104, 407	93.6%	7	, 088	6.4%	652	
a 都銀·地銀	22, 178	19, 262	86.9%	20, 588	(89.9)	16, 213	78. 7%	4,	, 375	21.3%		
	22, 401	18, 526	82. 7%	21, 093	(5.7%)	15, 562	73.8%	5	, 531	26. 2%		
b 信託銀行	57, 130	54, 977			(15.0%)	55, 210	99 . 6%		236	0.4%		
	59, 394	56, 969	95. 9%	57, 472	(15.4%)	57, 152	99. 4%		320	0.6%		
c 生命保険会社	25, 120	24, 300			(2.3%)	LC)	99.9%		2			
	26, 165	25, 298	96. 7%	19, 710	(5.3%)	19, 692	99.9%		18	0.1%		
d 損害保険会社	6, 103	5, 717	93. 7%	8,868	(2. 4%)	7, 928	89.4%		940	10.6%		
	6, 138	5, 706	93.0%	8, 910	(2. 4%)	7, 945	89. 2%		965	10.8%		
e その他の金融機関	28, 042		94. 3%		(1.1%)	3, 484			380			
	27, 482	25, 759	93. 7%	4, 308	(1. 2%)	4,054	94.1%		254	5.9%		
(3) 証券会社	95, 624	86, 304	90.3%	5, 725	(1.6%)	5, 610	98.0%		115	2.0%	315	
	98, 844	89, 106	90.1%	6, 664	(1.8%)	6, 502	97.6%		162	2.4%	553	
(4) 事業法人等	945, 970	536, 642	26.7%	72, 616	(19.7%)	38, 813	53.5%	D 33,	, 803	46.5%	H 11,622	4, 380
	965, 173	514, 617	53.3%	73, 062	(19.6%)	35, 859	49.1%	37,	, 203	50.9%	13, 406	4,528
(5) 外国人	302, 038	289, 472	95.8%	78, 756	(21.4%)	72, 407	92.0%	E 6,	, 349	8.0%	I 159	
	302, 468	289, 381	95. 7%	77, 226	(30.6%)	70, 862	91.8%	9	. 364	8. 2%	193	
(6)個人・その他	49, 075, 753	38, 980, 811	79.0%	101, 976	(27. 7%)	82, 957	81.4%	F 19,	, 019	18.6%	J 4, 250	872
	49, 405, 055	38, 544, 138	78.0%	104, 283	(27.9%)	82, 666	79.3%	21	. 617	20.7%	5,266	902
수計	50, 559, 829	40, 024, 260	79.1%	367, 865	(100.0%)	302, 247	82. 2%	A 65,	, 618	17.8%	16, 776	5, 252
	50, 914, 902	39, 569, 630	77. 7%	373, 138	(100.0%)	300, 305	80.5%	72	72, 833	19.5%	20,070	5, 430

〇対象会社数

3,930 社

3,947 社

注: データは、保振「保管振替制度の利用状況に関する調査結果」(株主名簿管理人)、保振「保護預り株券等の保管状況に関する調査結果」(証券会社)、及び証券決済制度改革推進センター 「株券保管状況調査」(金融機関)に基づく数値である。

道府県タンス株状況

							L				_				J	L												_		L												١	1	Ħ			20	Ē
順位	35	47	42	2.1	41	39	44	3.1	34	24	12	5	1	2	2.2	13	28	15	33	2.5	18	16	7	8	19	4	9	3	10	11	30	43	23	29	26	17	14	32	20	9	45	3.7	38	40	36	2.7	46	
有価証券 現在高割合 (対貯蓄現在高)	6.5%	3.8%	5.3%	9.1%	5.4%	5.7%	2.0%	7.4%	%8.9	8.4%	10.5%	12.7%	17.1%	14.3%	8.9%	10.3%	7.7%	10.0%	7.3%	8.0%	9.3%	9.4%	12.4%	11.1%	9.2%	12.8%	12.5%	13.7%	11.0%	10.7%	7.6%	5.3%	8.9%	7.7%	7.9%	9.4%	10.3%	7.4%	9.2%	11.1%	4.3%	6.2%	6.2%	2.7%	6.3%	7.8%	4.1%	11.0%
順位	39	44	3.7	40	42	36	35	20	23	24	30	15	-	7	19	13	2.1	3	34	26	10	6	5	2	1.1	1.7	3.1	14	4	16	18	28	∞	27	29	22	9	25	12	3.2	33	43	41	38	46	45	47	
一世帯当たり 貯蓄現在高 (千円)	11,804	10,904	12,115	11,574	11,290	12,331	12,893	15,993	15,663	15,647	14,531	16,416	19,577	17,664	16,009	16,543	15,971	111161	13,006	15,373	17,110	17,291	19,023	19,394	16,738	16,200	14,509	16,468	19,091	16,376	16,159	14,970	17,344	15,288	14,532	15,806	18,632	15,416	16,636	13,166	13,032	10,954	11,448	11,942	906'6	10,204	5,068	15,557
順位	3.1	46	37	33	41	39	2.7	10	7	12	13	9	-	D.	2.2	6	1.5	1.4	23	2.1	16	3	2	11	4	1.9	80	30	26	32	35	38	28	17	20	18	2.4	42	44	28	34	45	36	2.5	40	43	47	
一人当たり 県民所得 (千円)	2,545	2,160	2,412	2,521	2,343	2,377	2,637	776'7	3,054	116.2	2,909	3,085	4,267	3,184	2,705	3,024	2,853	2,898	2,651	75.737	2,851	3,226	3,403	2,940	3,205	2,839	3,042	2,624	2,641	2,535	2,438	2,387	2,629	2,849	2,821	2,845	2,649	2,324	2,238	2,629	2,479	2,187	2,422	2,647	2,347	2,239	2,042	2,958
順位	39	44	41	38	45	33	35	3.1	30	26	2.2	1.7	2	13	28	3	2.5	12	2.1	2.4	15	18	4	6	16	10	7	5	1	9	2.7	34	14	19	23	11	8	20	29	3.2	36	40	42	3.7	43	46	47	
タンス株 井 比 略	4.0%	3.2%	3.8%	4.2%	3.1%	5.9%	5.2%	82.9	%9.9	7.3%	8.3%	9.1%	15.9%	10.6%	7.2%	15.8%	7.6%	10.6%	8.3%	8.1%	10.4%	%6.8	14.7%	13.1%	10.2%	12.9%	13.9%	14.1%	19.9%	13.9%	7.3%	5.4%	10.6%	8.7%	8.2%	11.2%	13.1%	8.4%	6.7%	6.2%	5.2%	3.8%	3.8%	4.7%	3.4%	3.1%	1.7%	%8.6
順位	14	41	40	29	46	34	28	17	24	2.1	9	7	1	4	19	20	3.1	3.2	33	18	15	6	3	13	23	8	2	5	1.1	22	43	44	16	12	27	30	25	26	38	10	42	36	35	3.7	45	3.9	47	
タンス株保有 個人株主数	222,933	45,333	53,024	98,393	35,440	71,960	108,729	193,756	133,390	148,597	584,126	553,350	2,001,289	929,649	176,099	175,153	89,202	87,463	73,737	178,230	219,602	338,110	1,065,219	244,559	140,496	341,048	1,222,101	790,351	282,373	144,316	44,078	39,893	206,803	250,219	121,961	90,714	133,019	122,876	53,705	311,753	44,797	56,919	69,571	56,747	38,921	53,472	23,046	12,467,206
四	7	28	30	15	36	33	18	11	19	20	2	9	-	3	14	38	35	43	4 1	16	1.7	10	4	2.2	3.1	13	2	80	2.9	39	47	46	21	12	25	44	40	2.7	45	6	4.2	26	23	34	3.7	2.4	32	
人口 (カ人)	563	144	139	236	115	122	2 0 9	2 98	202	202	7 05	909	1,258	8 7 9	243	111	117	82	88	220	211	379	725	187	138	265	882	559	142	104	61	7.4	196	288	149	81	101	147	80	505	87	148	184	121	115	175	136	12,777
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	日繁温	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	当口円	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合함

前回(2007年4月) 和歌山県 兵庫県 奈良県 富山県 東京都愛知県 京都府 三重県 大阪府 13.9% 19.9% 15.9% 15.8% 14.1% 13.9% 13.1% 13.1% 12.9% 対人口比タンス株株主比率 和歌山県 東京都 富山県愛知県 兵庫県 奈良県 香川県 三重県 大阪府 京都府 4位 7位

会・人口統計体系の報告書として http://www.stat.go.jp/data/ssds/ とりまとめた、「社会生活統計指標 人口データは総務省統計局が社 一都道府県の指標― 2007」より 抜粋。

株主数」は、アンケート調査集 計結果の分類の(6)個人・そ ※左図中、「タンス株保有個人 の他の数値である。

5a.htm

『タンス株券』地域(都道府県)別分布調査結果 E)データは、証券決済制度改革推進センター

nttp://www.kessaicenter.com/) 007年12月」より抜粋

発行会社の留意事項(その1)

. 株券電子化制度の周知とほふりへの預託促進

証券会社などに接点を持たない株主の場合、発行会社が事実上、 唯一の窓口 となる。

2. 株式担保処理の周知と強化

株券電子化に伴う株式担保取引、移行対応についての周知が必要

3. 所在不明株主、単元未満株主の取扱いの検討

多数の所在不明株主、単元未満株主が存在する発行会社の場合、特別口座の開設・維持にかかる事務が発生するので、必要に応じて所在不明株主の株式売却制度の活用や単元未満株式の買取・買増請求の促進を検討する。

発行会社の留意事項(その2)

4. 失念株主への社内対応整備

名義書換を忘れる失念株主が残る可能性が高く、こうした失念株主 株主からの相談が発行会社に来ると思われるので、その社内体制が 普段証券会社に接点を持たない人が多い。株券電子化後、失念 必要となる。

5. 従業員持株会、取引先持株会の対応

自社株式をいわゆるタンス株として保有している退職者及び取引先 に対して、社内報等により株券電子化の周知啓発が重要となる。

6.	Target保捷	長サイトを通し	こた6条通知	田の実施等	について

6条通知の届出方法の変更

	項目	内容	備考
_	目的	現在、書面により届出を行うこととしている会社の決議・決定に関する機構への通知(以下「6条通知」という。)の届出をTarget保振サイトを利用する届出方法に変更し、迅速・安全な通知の実現及び発行会社事務負担の軽減を図ることにより、預託株券の権利処理の安定に寄与することを目的とする。	
2	規則改正の実施	本年4月1日より、6条通知に係る「株券等に関する業務規程施行規則」の改正規則を施行する。	※平成20年4月1日以降における6条通 知の届出は、すべてTarget保振サイト により行うこととする。 ※平成21年1月に予定する株券電子化 後における会社の決議・決定に関する 通知もTarget保振サイトを用いて行うこ ととする。

Target保振サイトによる通知の届出方法(1)

	項目	内容	備考
-	機構への通知時期	Target保振サイトによる会社の決議・決定後の機構への通知は、原則、TDnetへの開示後又は法定公告を合きをではでいる。	
N	テンプレートの添付による通知	機構への通知事項のうち取引所の適時開示規則の対象とならないものは、所定のテンプレートに通知内容を入力したものをPDFファイル形式で通知するものとする。	※テンプレートは、WordファイルをZipファイルで 圧縮し、Target保振サイトにより提供する。 ※通知の訂正、変更及び取消しを行う場合 は、所定のテンプレートにより通知する。
ო	TDnet開示資料代 用による通知	機構への通知事項のうち、取引所の適時開示規則の対象となるものは、 Target保振サイトを用いて適時開示 を行ったことを機構に対して通知する ものとする。	※適時開示を行ったことを通知する場合は、メ モ欄にTDnetへの開示日時を記載する。 ※適時開示を行ったことを通知する代わりに Target保振サイトに適時開示資料を添付 することも出来る。 ※通知の訂正、変更及び取消しを行う場合 は、訂正、変更及び取消しに係る適時開 示資料を添付することにより通知する。

Target保振サイトによる通知の届出方法(2)

	日町	公公	備者
4	ステータスの管理	通知の届出後、機構が「受理」又は「不受理」の手続を行うと、発行会社担当者は、機構が処理を行ったことについての「お知らせメール」を受領し、Target保振サイトによりステータスが変更されたことを確認することができる。	※通知の一部に不備があったときに機構が通知の再提出を求める「再登録」については、「お知らせメール」の対象外となる。
വ	制度変更実施前後の取扱い	本年3月31日までに決議・決定を行った通知事項のうち、4月1日以降に通知を行うものについては、Target保振サイトにより通知を行うこととする。	※本年3月31日以前に書面により通知した 決議・決定事項に係る株式取扱規則等 の添付書類を本年4月1日以降に届出る 場合は、Target保振サイトによるものとす る。 ※送付日が本年3月31日以前の通知であれば書面によるものとする。
9	ID失効時等の届出 方法	ID失効等によりTarget保振サイトによる機構への届出ができない場合は、暫定的にFAXによる通知を行い、Target保抜サイトの利用が可能となった後に、改めて同内容を通知することとする。	※Targetサイトに90日間ログインしなかった場合、IDが無効となる。また、パスワードを90日間変更しなかった場合、当該パスワードが無効となる。※IDの失効及びパスワードの無効化前に警告メールが担当者に配信される。

Target保振サイトによる通知の届出方法(3)

備考				※ PDFによる株券提出案内の届出が困難な場合は、 所定のテンプレートに必要事項を記載して届けでる。	
内容	定款の変更後にTarget保振サイトにより届出を行う。Target保振サイトへの添付に代えてTDnetに変更後の定款を登録した旨をメモ欄に記載することも可能。	株式取扱規則の変更後にTarget保振サイトにより届出を行う。	定款変更案の添付を求める通知事項については、定款変更案をTDnetに開示する場合は、開示日時をTarget保振サイトのメモ欄に記載する。また、TDnetに開示しない場合は、Target保振サイトに定款変更案を添付する。	株券提出案内の作成後にTarget保振サイトにより届出を行う。	株式交換等の権利確定日の一ヶ月前の日までに所定のテンプレートにより通知する。
項目	①定款変更時の取扱い	②株式取扱規則 変更時の取扱い	③定款変更案の取扱い	④株券提出案内の 取扱い	⑤自己株式預託 通知書の取扱い
	7				

(参考)6条通知のTarget保振サイトによる届出方法

■以下の届出方法は、今後、変更となる可能性があります。正式な届出方法は、本年4月1日のTarget保振サイトによる6条通知の開始前にお知らせいたします。

				通知と伴に提出	通知と伴に提出が必要となる書類等		
哲 番	通知事項	Tdnet開示 資料による 代用	株券提出 案内	自己株式等預託通知書	定款の変更案 (Tdnetで開示 していない場合 のみ)	変更後の定款 又は株式取扱 規則(※)	備考
-	会社法202条の規程に基づ〈募集 株式の割当て(株主有償割当)	臣					メモ欄へTdnet開示日時入力
2	公募又は公募及び売出しの実施	可					メモ欄へTdnet開示日時入力
ဗ	公募又は公募及び売出しの条件の決定	可					メモ欄へTdnet開示日時入力
4	株式交換	可	•	•			メモ欄へTdnet開示日時入力
5	株式移転	可	•	•			メモ欄へTdnet開示日時入力
9	合併	可	•	•			メモ欄へTdnet開示日時入力
7	会社の分割	ョ	•	•			メモ欄へTdnet開示日時入力
œ	株式の併合株式の併合	可	•	•			メモ欄へTdnet開示日時入力
6	本元の別日 若Lくは 大型の分割 大型の分割	日					メモ欄へTdnet開示日時入力
10	無償割当で株式無償割当で	日		•			メモ欄へTdnet開示日時入力
-	会社法第108条の規定基づ<種類 株式の発行(種類株式の発行)	日			•	•	メモ欄へTdnet開示日時入力

			 - -		通知と伴に提出	通知と伴に提出が必要となる書類等		
型 番	通知事項		i dnet) 資料による 代用 代用	株券提出 案内	自己株式等預託通知書	定款の変更案 (Tdnetで開示 していない場合 のみ)	変更後の定款 又は株式取扱 規則(※)	備考
12	会社法第188条の規定に基づ(定款の定め(単元株式数)の制定又は廃止	基づく定款の定 には廃止	日				•	メモ欄へTdnet開示日時入力
13	単元株式数の変更		巨				•	メモ欄へTdnet開示日時入力
41	単元未満株券を発行しない旨の定款の定めの制定又は廃止	い旨の定款の	□				•	メモ欄へTdnet開示日時入力
15	会社法第194条第1項の規定に基づ次定款の定め(単元未満株式売渡請求)の制定又は廃止	現定に基づく定 売渡請求)の制				•	•	所定のテンプレートへの入力
16	^{γκ} '⁄°	会社法第124条第1項 に規定する基準日の設 定(定款変更有)	□			•	•	メモ欄へTdnet開示日時入力
17	基準日の設定会報	会社法第124条第1項 に規定する基準日の設 定(定款変更なし)						所定のテンプレートへの入力
18	臨時株主総会の招集							所定のテンプレートへの入力
19	決算期の変更		回			•	•	メモ欄へTdnet開示日時入力
20	株主名簿管理人の設置又は変更	スは変更					•	所定のテンプレートへの入力
21	株主名簿管理人事務取扱場所又は同 取次所の設置又は変更	阪場所又は同					•	所定のテンプレートへの入力
22	商号の変更		日				•	メモ欄へTdnet開示日時入力
23	上場取引所の追加又は一部廃止	-部廃止						所定のテンプレートへの入力
24	本店所在地の変更							所定のテンプレートへの入力

					通知と伴に提出	通知と伴に提出が必要となる書類等		
哲 権	通	通知事項	Tdnet開示 資料による 代用	株券 提出 内 内	自己株式等預託通知書	定款の変更案 (Tdnetで開示 していない場 合のみ)	変更後の定款 又は株式取扱 規則(※)	備考
25	定款又は株式取扱規則の変更	(規則の変更	定款のみ可					株式取扱規則はPDFファイルを作成し、添付
26	1 1 1 1 1	情報取扱責任者の 変更						所定のテンプレートへの入力
27	情報収扱責任 者の変更	連絡部署の変更						所定のテンプレートへの入力
28		緊急連絡用FAX番 号の変更						所定のテンプレートへの入力
29	取得条項付株式ス 種類株式の取得	取得条項付株式又は全部取得条項付 種類株式の取得	回	•	•			メモ欄へTdnet開示日時入力
30	会社法第197条の規 株主等の株式売却 施	会社法第197条の規定に基づぐ所在不明 株主等の株式売却などに係る制度の実 施						所定のテンプレートへの入力 公告のPDFファイルの添付
31	上場廃止の原因となる事実の発生	なる事実の発生						所定のテンプレートへの入力

※ 変更後の定款及び株式取扱規則は、作成後速やかにご提出ください。

▶通知内容の訂正・変更・取消しを行う場合の対応

容	TDnet開示している場合の通知方法	TDnet開示していない場合の通知方法
訂正)訂正対象となる通知事項を選択		
変更)変更となる通知事項を選択	TDnet開示資料を添付 (テンプレートへの入力不要)	所定のテンプレートへの入力
取消)取消しとなる通知事項を選択		

情報取扱責任者について

	祖目	内容	備考
-	設置の目的	Target保振サイトによる6条通知を 実施するたにあたり、機構への通知 を管理し、また、通知の内容につい て機構が照会を行う場合の対応に 係る責任者を定め、Target保振サ イトによる情報授受・確認が円滑に 行われるよう「情報取扱責任者制 度」を設ける。	※情報取扱責任者は、機構との連絡部署の 部長又はそれに準じる役職の者を原則と する。 ※機構から発行会社に対する通常の連絡 は、原則として機構との連絡部署に対して 行うこととする。 ※Target保振サイトの障害発生時等に機構 から緊急FAXを送信するため、緊急連絡 先FAX番号を届出るものとする。
2	規則改正の実施	本年4月1日より、「情報取扱責任者制度」に係る「株券等に関する業務規程施行規則」の改正規則を施行する。	
က	機構への届出	情報取扱責任者の選任後、「情報取扱責任者選任届出書」を 和取扱責任者選任届出書」を Target保振サイトにより機構に届出 るものとする。	※情報取扱責任者の変更についても同様 にTarget保振サイトにより届出るものとする。 ※情報取扱責任者の機構への届出期間は、 本年4月1日~11日の間に届出るものと する。

(参考)情報取扱責任者選任届出書

		ШK	情報取扱責任者選任届出書 業機構との連絡担当節署及び緊急時連絡用Fax番号の届出	青潭	類	温器	情報取扱責任者選任届出書 D連絡担当部署及び緊急時連絡用Fax番号	神 過	羅羅	再票	清報	買	抽					
禁	株式会社 証券保管振替機構	地振	無 御中	.17							짺	田野	ゼ H	柛	Щ	ш		
					住所会社名	佑												
1.	銀行ロード - 情報収扱責任者 機構との連絡担当部署の部長又はそれ口準1分段職の方名御選任くたさい。	3 明 明 mac	第長又はそ	<u>취</u>	羅 認	発売ロード 7.3公職の方	 例	類	₩ ₩									
			役職															
	情報取扱責任者	N=	路															
		ıξm	電話番号	\sim		~		1										
- 2	●選任いた打いた格報収扱大任者の方を変更する場合は、別念、格報収扱大任者等変更届出者の提出をお願いします。 機構との連絡担当的器 様様とご連和った立つためまっての機能をの際に様様がたご総数を用して子が思する。」とは、	医骨髓 建二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	勝夫任者の 1888 - 子のは 1888 - 子のは	5. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		# # #	# F	39		光	建物 建		他	把 格	≅	to to		
	脚 箱 川		; !								į		3					
	住所	IF	1															
	音器程率	J	^		1													
	FAX審号	J	^		1													
•	資産任いた、行いた婚報政務責任者のかを変更する場合は、別念、情報取扱責任者等変更属出書の提出をお願いします。	編集	愚去任者(03 5	F	2#F	itt. 9	햿	細胞	既在	者等家		報(申	出名お	3	-,#¥		
Э.	. 緊急時連絡用FAX番号	'AX#	中															
	FAX番号(1)					'	١.											
	送付先名称(1) +30 文字以内														+	-		
	FAX番号(2))		_	'												
	送付先名称(2) *30 女字以内					\vdash	Ш		\vdash				+					
	(注意事項) 松	27×4	・システム障害時や緊急時の連絡に使用します	雪	響	豐	31.33].*	-	4							=	
	ž. ž.	2 回線表送付先衫	ve 回線まで塗録可能です(代行会社や計算会社を塗録することも可)、 *送付先名称には、ひらがな、カタカナ、漢字(418 第二水準)、アルファベッ等の文字が使用可能で	10년 10년 10년	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	対対の	计算法 (発験の	整盤 五	る で で で	5년). 1177.	# 1	n¢≱t	通用	可能で			
		か。 本。 か		東田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	10.00	607	種類	<u>`</u>	· 新。	i	{	1	í					
	¥ "	金 画 是 4 更 明 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	多) 背後保証を収集 発発型に2 女子、ストール・スナをならせるプライを回じただいただいたない 日本 選社プリア・イトタン送信をさせていただく ことが珍り押ナイと 単して カインタイナ・	16 X Y Y	秦 山 春 二	新 茶 花 花	#U2.7	¥ ¥	1000	₩ ₩ ₩	背後深野教物義者 飛巻歩いと 文子、スペースの一 女子をみらしまりずたい たんしん アンドル・アース 女皇 中に 雑社 プリティース 送信をさせていた だく ことがぎり ガナナ・	477	9 ₩					
**	おはないもの田屋、それでも実施し使日の経験で2004を開発、み発養で買いるの像は上村田田木・主要開発 1970年7日東によっては、1980年7日東によりには、1980年7日東によったは、1980年7日東によっては、1980年7日東によりには、1980年7日本のは、1980年7日東によりには、1980年7日東に発生7日本のではよりにはませんでは、1980年7日東によっては、1980年7日東によっては、1980年7日東によりには、1980年7日東にはまりには、1980年7日東によりには、1980年7日東によりには、1980年7日東には、1980年7日東によりには、1980年7日東によりには、1980年7日東によりには、1980年7日東には、1980年7日東には、1980年7日東によりには、1980年7日東にはは、1980年7日東には、1980年7日東にはは、1980年7日東によりには、1980年7日東にはのは、1980年7日東にはのは、1980年7日東にはのは、1980年7日東にはは、1980年7日東にはのは、1980年7日東には、1980年7日東にはのは、1980年7日東	;		. 1	1	ří,	71 12 12 13	ņ	4	£	# 	 -		Ş			न र	
#新華	はないできます。 1985年では、1985年には、198	新. 単独 www.jusd	#の個人権数	(計算 (計算 (計算)	94442 1739	最 8	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	· 英格	11年間 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年	io to a SECS	7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	, 1		ļ				
												_		+				

平成20年4月1日~4月11日の間に届出

記載項目

- 情報取扱責任者の役職名及び氏名
- •情報取扱責任者電話番号
- ・機構との連絡部署名
- ・機構との連絡部署住所
- ・機構との連絡部署電話番号
- ・機構との連絡部署FAX番号
- 聚急連絡先FAX番号①
- ·緊急連絡先FAX送付名称①
 - ·緊急連絡先FAX番号②
- ·緊急連絡先FAX送付名称②

手数料明細の提供

	項目	内容	備考
-	目的	株券電子化後に振替制度で取り扱う株式等に 係る発行会社が負担する手数料については、サマリー版の手数料請求書を郵送で送付し、明細版の手数料明細書のCSVファイルをTarget保振サイトにより提供する。	※手数料明細は、毎年6月及び 12月に前月までの6ケ月分を提 供する予定。※2009年6月に提供する手数料 明細は、2009年1月から5月ま での5ヶ月分となる。

(参考)手数料明細の項目(抜粋)

主な項目	振替制度利用料:金額 新規記錄手数料:金額 総株主通知等于数料:金額 個別株主通知手数料:金額 情報提供請求于数料:金額 銘柄情報公示手数料:金額 外国人保有比率等期中公表手数料:金額	振替制度利用料:金額 新規記錄手数料:金額 総株主通知等于数料:金額 個別株主通知手数料:金額 情報提供請求于数料:金額 銘柄情報公示手数料:金額 外国人保有比率等期中公表手数料:金額	振替制度利用料: 单価、金額、件数、数量 新規記録手数料: 件数、金額 総株主通知等于数料: 律面、金額、人数 個別株主通知手数料: 件数、金額 情報提供請求于数料: 件数、金額、消費稅額 銘柄情報公示手数料: 単価、件数、金額 外国人保有比率等期中公表手数料: 单価、金額	株主確定日 総株主通知事由 定額部分: 金額 定率部分: 金額	請求日 (全部情報・部分情報) 株主等照会コード指定 (ファイル伝送・加入者情報WEB端末): 倍数 (全部情報・部分情報) 株主等照会コード指定 (ファイル伝送・加入者情報WEB端末): 金額 (全部情報・部分情報) 対象加入者となるべき者の氏名・住所の全部指定:件数 (全部情報・部分情報) 対象加入者となるべき者の氏名・住所の全部指定: 金額 (全部情報・部分情報) 対象加入者となるべき者の氏名・住所の全部指定: 金額 (全部情報・部分情報) 対象加入者となるべき者の氏名・住所の部分指定: 件数	振替制度利用料: 单価、金額、件数、数量 新規記錄手数料: 件数、金額 総株主通知等于数料: 样数、金額 個別株主通知手数料: 件数、金額 情報提供請求于数料: 件数、金額、消費稅額 銘柄情報公示手数料: 单価、件数、金額 外国人保有比率等期中公表手数料: 单価、金額	請求日 (全部情報・部分情報) 株主等照会コード指定 (ファイル伝送・加入者情報WEB端末): 全額 (全部情報・部分情報) 株主等照会コード指定 (ファイル伝送・加入者情報WEB端末): 金額 (全部情報・部分情報) 対象加入者となるべき者の氏名・住所の全部指定:件数 (全部情報・部分情報) 対象加入者となるべき者の氏名・住所の全部指定: 全額 (全部情報・部分情報) 対象加入者となるべき者の氏名・住所の至部指定: 金額 (全部情報・部分情報) 対象加入者となるべき者の氏名・住所の部分指定: 件数
レコード種類	会社手数料明細票(合計)レコード	会社手数料明細票(合計)レコード	会社手数料明細票(明細)レコード	総株主通知等手数料明細票レコード	情報提供請求取次件数明細票レコード	会社手数料明細票(明細)レコード	情報提供請求取次件数明細票レコード
請求期間	半期レコード	月次レコード		半期にコード		- - - -	τ 1 1 1
	 	С 			品番フロード		

※上の表は参考のために掲載しています。平成21年1月以降に提供する予定の手数料明細の項目とは異なるものとなる可能性があります。

今後のスケジュール

	2007年	2008年						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
なく一人・エンダケロの								_
第七字在通知の一電磁化	START!							
6条通知の電磁 化に伴う登録テ スト								
株券等に関する業 務規程施行規則第 6条の改正					*			
C & 语和雷珠儿								
0米周和 6 6 1 1 1 1 1 1 1 1					START!			
情報取扱責任 者選任届出書 の提出								
手数料明細提供						2009	2009年1月~予定	定

問い合せ先等

	項目	内容	備考
-	問合せ先	 ★Target保振サイトの操作及びIDに係るお問い合わせ先 ⇒Targetサポートデスク: 0570-050-999 (PHS又はIP電話の場合は、03-3570-6065) ★6条通知の記載事項等に係るお問合せ先 ⇒株式会社証券保管振替機構業務部: 03-3661-1836 	 ※ログインが出来ない、添付ファイルのアップロードが出来ない等のTarget保振サイトに係る問題については、Targetサポートデスケが対応する。 ※決議。・決定後の6条通知の要否及び通知の内容等については、機構業務部が対応する。
2	2いてコルチーバル	本年1月28日より2月15日までの間、発行会社の皆様にTarget保振サイトによる6条通知の方法に習熟していただくことを目的としたリハーサルを実施。リハーサル未参加の発行会社は、本年3月中にリハーサルへ参加の上、新制度への移行。	※リハーサルの実施方法につい ては、本年1月30日にTarget保 振サイトに掲載した「Target保 振サイトを利用したリハーサル の実施について」を参照。

(資料1)規則改正案

(参考)株券等に関する業務規程施行規則改正案新旧

第5条 規程第10条第1項に規定する書面は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下

「同意書」という。)とする。

(1)~(5)(騔)

2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)~(4) (图)

(5)情報取扱責任者(次条に規定する機構への通知又は機構が行う照会に対する報告その他 会社情報の通知に係る連絡を掌る者をいう。)の役職名及び氏名

(会社からの決議等の通知)

以下この条及び次条において「上場廃止」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。 株式等預託通知書を含む。)するものとする。その株券について金融商品取引所への上場の廃止 について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、直ちに は、株式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。)にあっては、株券提出案内及び自己 第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項 その内容を機構に対して通知(第4号から第8号まで及び第24号に掲げる事項(第8号について

(23)情報取扱責任者の変更

(24)~(22)(略)

事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その投 4 投資証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該投資証券に関する権利等に係る重要な 貧証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1)~(14) (騔)

(15)情報取扱責任者の変更

5 協同組織金融機関は、次に掲げる事項その他の当該協同組織金融機関の優先出資証券に 関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対し て通知するものとする。その協同組織金融機関の優先出資証券について上場廃止の原因となる 事実が発生した場合も同様とする。

(1)~(17) (騔)

(18)情報取扱責任者の変更

規則(投資証券の発行者にあっては優先出資取扱規則)が変更された場合には、当該変更後の 6 前各項の通知を行う場合において、定款(投資証券の発行者にあっては規約)及び株式取扱 定款及び株式取扱規則をも提出するものとする。

同意書

第5条 規程第10条第1項に規定する書面は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下 「同意書」という。)とする。

Ш

(1)~(2) (騔)

2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)~(4) (8)

(5)機構に届出を要する事項を記載した書面

会社からの決議等の通知

第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項 こついて決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内 等預託通知書を含む。)するものとする。その株券について金融商品取引所への上場の廃止(以 下この条及び次条において「上場廃止」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。 容を機構に対して通知(第4号から第8号まで及び第24号に掲げる事項(第8号については、株 式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。)にあっては、株券提出案内及び自己株式

(1)~(22) (騔)

(23)機構との連絡部署の変更

(24)~(25)(略)

4 投資証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該投資証券に関する権利等に係る重要な 事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その 投資証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1)~(14) (騔)

(15)機構との連絡部署の変更

5 協同組織金融機関は、次に掲げる事項その他の当該協同組織金融機関の優先出資証券に 関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対し て通知するものとする。その協同組織金融機関の優先出資証券について上場廃止の原因となる 事実が発生した場合も同様とする。

(1)~(12)(略)

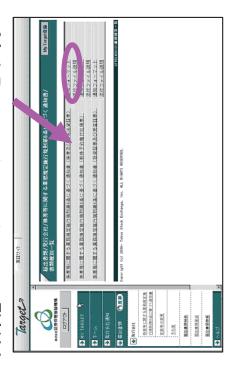
(18)機構との連絡部署の変更

発行者にあっては優先出資取扱規則)が変更された場合には、当該変更後の定款及び株式取 6 前各項の通知は、通知すべき事項の公表後、所定の通知書の提出により行うものとする。これ らの場合において、定款(投資証券の発行者にあっては規約)及び株式取扱規則(投資証券の 扱規則をも提出するものとする。

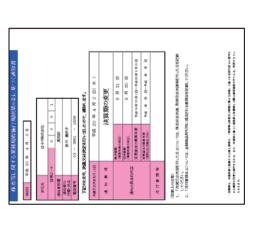
この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(資料2)Target保振サイトを利用した通知の登録方法

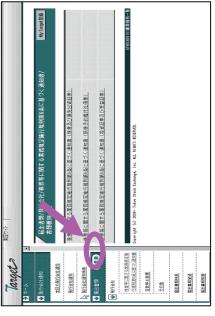
- ◆ ほふりサイト(<u>https://www.pub.target.ne.jp/jasdec/index.do</u>)ヘログインします。
- ◆ 『届出書類』メニューよりテンプレートを取得します。



テンプレートに必要事項を入力し、PDFファイルに変換します。



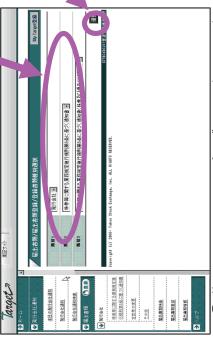
『届出書類』メニューより登録します。



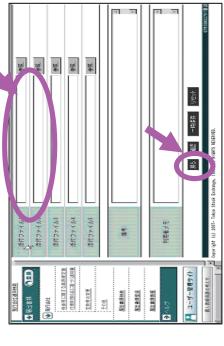
①登録ボタンを押下します。



③通知事項をプルダウン選択します。



②階層1~3についてプルダウン選択し、選択 ボタンを押下します。



④PDFファイルを添付し、確認ボタンを押下します。



light (a) 2006- Tokyo Stack Exchange, Iro. All HIGHTS MESENVED

特別等に関する情報規定数 行機利能の前に終けら回対象

支数等の支援

VEHRR ORR

Mannet

日野女争に居

語言書類/保行会社/條券等に関する業務製定場庁製団器6歳円扱い部の表 株券等に関する業務製定施行製削等6条に認らく適当時(株券及び優先出資証 券)/登録記す

小祖位

■ 福出書類の登録が完了しました。

本日の発行会社会は

中国社会計画 今

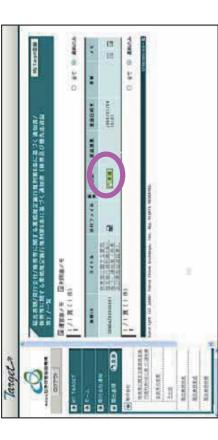
⑤実行ボタンを押下します。

⑥届出書類の登録が完了しました(6条通知登録完了)。

◆ 機構にて受理されます。

受理の旨のお知らせメールが届きます。

受理のステータスをTarget保振サイト上でご確認いただけます。



ステータスが『提出』から『受理』となります。

株券等の電子化に関する説明会資料

発行日 平成20年3月

編集·発行 株式会社 証券保管振替機構

〒103−0025

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号(第二証券会館)

(お問合せ先)

業務部 TEL 03-3661-0190

e-mail: denshika-gyomu@jasdec.com

ホームページアドレス: http://www.jasdec.com/index.html